

子ども・子育て支援新制度の施行に向けた検討状況について

27 年 4 月の新制度施行に向け、①横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の素案骨子 ②給付及び利用者負担の課題と方向性 ③設備・運営等にかかる基準条例の制定予定 等に関する検討状況について、ご説明します。

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）素案骨子について

(1) 事業計画策定の背景・趣旨

市町村は新制度の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握したうえで事業計画を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負うことになります。

本市においては、子ども・子育て支援法に基づく事業計画に位置付けるとともに、平成 26 年度末で計画期間が終了する『かがやけ横浜こども青少年プラン』（横浜市次世代育成支援行動計画）を引き継ぐ計画にも位置付け、本市の子ども・青少年にかかる施策を幅広く推進します。

(2) 素案骨子の概要（構成と内容案）

① 横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）について

ア 計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とします。

イ 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね 20 歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

② 横浜市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

ア 家庭・地域・社会の状況

依然続く少子化、晩婚化・晩産化／ひとり親家庭や共働き世帯割合の増加など家族の状況の変化／出産・育児期の女性の労働力率の落ち込み／男性の育児時間の水準の低さ（長時間労働）／地域のつながりの希薄化

イ 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境

子ども・青少年の不登校、ひきこもり、無業状態や貧困率の上昇

ウ 子育て家庭の状況

子育てに関する不安感・負担感の増／子育てに対する満足度の変化

【課題解決に向けた方向性】

課題の背景には、経済的困窮や多様な家庭形態、子ども・青少年本人や親の障害・疾病、社会的孤立など様々な状況が複雑に絡み合っており、切れ目のない総合的な支援が求められます。また、こうした状況を未然に防ぐ観点から、未就学期から学齢期の子どもをもつ家庭、及び保育所・幼稚園・小中学校等において、子どもの自己肯定感を育むなど子どもの育ちを支援する取組も必要です。

③ 計画における横浜市の目指すべき姿と理念・基本的な視点

ア 目指すべき姿

子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』

イ 理念

- ・子ども・青少年は、未来を創る力である
- ・子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す
- ・「子ども・青少年にとって」の視点をすべての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

ウ 計画における基本的な視点

「子ども・青少年にとって」の視点での支援／すべての子ども・青少年の支援／それぞれの成長段階に合わせた一貫した支援／子ども・青少年の自立に向けた支援／家庭の子育て力を高める支援／様々な担い手による社会全体での支援

④ 施策体系と事業・取組

施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育くむとともに、健やかに育つ環境をつくる

《子ども・青少年への支援》

基本施策① 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- ・保育所待機児童ゼロを継続するとともに、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・教育基盤を確保します。また、人材の確保・育成及び質の維持・向上を進めます。
- ・すべての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場や機会を提供するとともに、留守家庭児童のための放課後の居場所を充実させます。（「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」を改定します。※次頁参照）

基本施策② 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

- ・多様な人と関わりあうとともに、様々な活動や文化、自然などに触れる機会を増やし、子ども・青少年が自ら社会性や進路を選択する力を身につけられる環境を整えます。
- ・全ての子ども・青少年のまわりに存在する困難やリスクに対し、家庭や学校、地域の力を結集し、社会全体で課題の早期発見・未然防止に取り組みます。

基本施策③ 障害児への支援

- ・地域療育センターによる早期の支援につながるよう、診療、相談、療育訓練の機能強化を図るとともに、並行して利用する地域訓練会、保育所、幼稚園と連携した支援を充実します。
- ・重症心身障害児施設の整備や障害児入所施設の再整備により、施設機能と在宅支援機能を強化します。
- ・学齢障害児の相談を拡充し、放課後や夏休みなどの療育訓練や余暇支援の場を拡充します。

基本施策④ 若者の自立支援の充実

- ・子ども・若者が将来に夢や希望を持ち、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けられるよう、困難を抱える若者に対し、就労や自立に向けた支援に取り組みます。
- ・子ども一人ひとりが、家庭の経済的な状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。

施策分野2 出産・子育てしやすい環境をつくる《子育て家庭への支援》

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

- ・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠届出者に対する面接や「女性の健康相談」の実施、不妊・不育に関する相談体制の拡充、望まない妊娠に対する相談体制の整備等を進めます。
- ・産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、ヘルパーを派遣するほか、新たに出産直後の母子への心身のケアを行い、育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

- ・親子がともに、様々な人との交流や、豊かな体験ができる場・機会を増やしていきます。
- ・子育ての相談ができる場・機会を、身近な地域に増やしていきます。
- ・養育者の個別のニーズに応じて、必要な子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援していきます。

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

- ・ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。
- ・DV被害の防止に向けて、本市DV相談支援センター等による相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進、相談窓口の周知や若い世代も含めた啓発等に取り組みます。

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる《社会全体での支援》

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- ・生活する地域において、児童虐待の発生や事態の重篤化を未然に防ぐため、横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します。
- ・家庭における養育が困難な子どもの受け皿を充実させるとともに、施設等の退所後の自立に向けた支援の強化を図ります。

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちなぎの推進

- ・男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発等に取り組みます。また、子育ての喜びを広く分かち合うための情報発信などを通じ、子どもを大切にす社会的な機運を醸成します。
- ・子どもの事故予防に関する啓発等により、安全・安心のまちなぎを進めます。

※教育・保育等に関する量の見込みについては、今後確保策とあわせてご説明する予定です。

※「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」（案）について

新制度の施行や社会経済情勢の変化等を踏まえ、「放課後児童育成施策基本指針」（平成17年12月策定）の内容を改正する形で、本市の放課後児童育成施策に関する各事業の運営主体・保護者と意識の共有を図るための基本的な考え方を作成します。内容については、運営主体やスタッフ等の意見を踏まえ、9月までに確定していきます。主な内容は次のとおり。

- ・事業の理念について、「放課後の事業の対象はすべての子どもたちとする」、「子育て家庭の地域社会への参加を促す」、「保護者をはじめとし、地域全体で子どもたちを育てる」ことを定めます。
- ・学校・家庭・地域が協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供する「遊び・異年齢交流の場」と、子どもの発達・成長と自立を促す支援を行う「留守家庭児童の生活の場」について定めます。
- ・社会情勢の影響を受けて増加する要支援家庭を早期に発見し、専門機関との連携を取りながら対応します。
- ・保護者会への参加や、各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の積極的な関わりを促します。

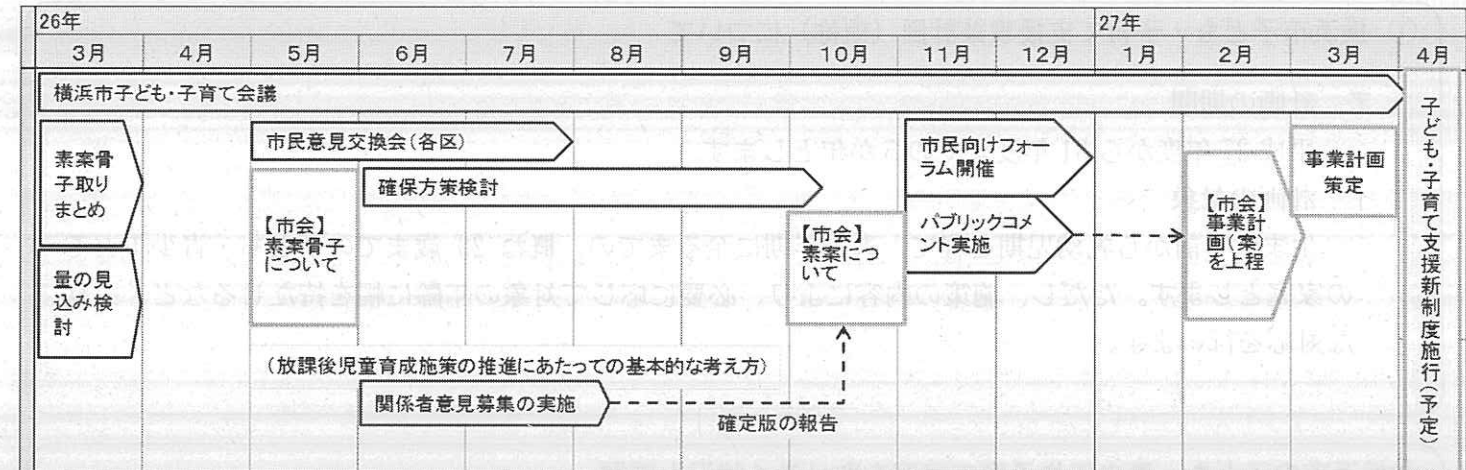
(3) 今後のスケジュール（予定）

平成26年9月 26年第3回市会定例会で素案についてご説明

11月頃 事業計画素案について、パブリックコメントの実施

平成27年2～3月 27年第1回市会定例会で事業計画（案）を議案上程

3月 計画の策定



2 新制度における給付費・利用者負担設定の方向性について

(1) 新制度における給付費及び利用者負担について

新制度では、利用者が認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育事業等、市町村の確認を受けた施設・事業を利用するにあたり、共通の給付制度を設け、公的な財政支援（給付費の支給）を行います。

国は教育・保育に通常要する費用である「公定価格」を定め、本市では「教育・保育の質」の確保のため、本市独自助成を検討します。「公定価格」の一部は利用者が負担します。

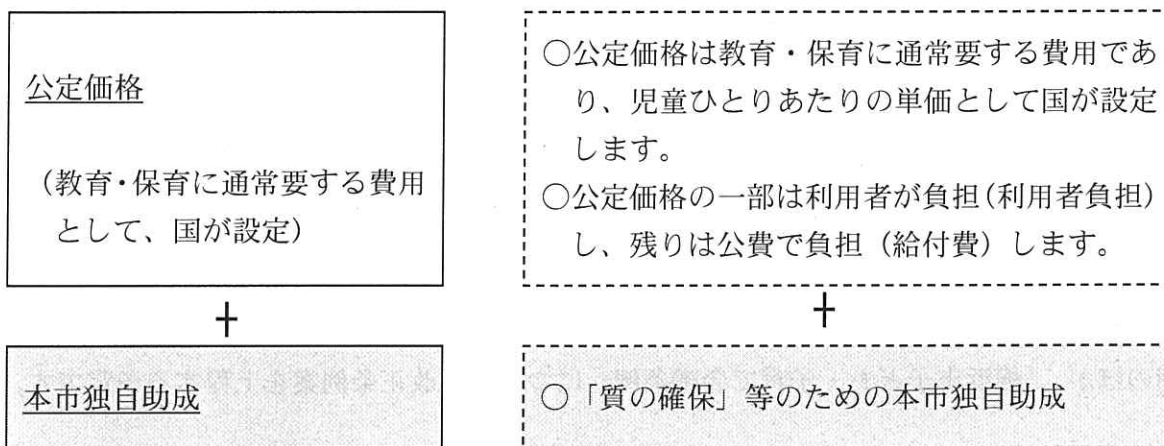
ア 国が定めるもの

「公定価格」、利用者負担の国水準（利用者負担の上限額、国庫負担金の精算基準）

イ 本市が定めるもの

本市独自助成、本市の給付対象施設・事業の利用者負担額

(参考) 新制度における「公定価格」と本市独自助成、利用者負担の基本的な仕組みについて



(2) 国における公定価格及び利用者負担の上限額の検討状況について

ア 公定価格

消費税増収を財源として、従来よりも「質の改善」が図られるよう3歳児の職員配置改善や職員の処遇改善、小規模保育の充実などの手当が検討されています。

ただし、消費税増収分が総額確保できるのは29年度であり、27・28年度については、「質の改善」の一部に留まることが想定されます。

イ 利用者負担の国水準

認定区分ごとの応能負担を原則とした国水準（上限額）の設定が検討されています。

《利用者負担の国水準の検討状況》

認定区分	対象	該当施設・事業	国（国水準）の考え方
1号認定	3歳以上教育のみ	認定こども園、幼稚園	現行の負担水準を基本
2号認定 (標準時間) (短時間)	3歳以上保育が必要	認定こども園、保育所	現行の保育制度の利用者負担を基本 2号認定標準時間の98.3%を基本
3号認定 (標準時間) (短時間)	0～2歳保育が必要	認定こども園、保育所、地域型保育(小規模保育、家庭的保育等)	現行の保育制度の利用者負担を基本 3号認定標準時間の98.3%を基本

※2・3号の標準時間認定は11時間までの利用が可能、短時間認定は8時間までの利用が可能

(3) 本市における給付費（本市独自助成）、利用者負担設定の方向性について

ア 基本的な考え方

新制度における財源については、県費導入など財源構成の変化、公定価格の「質の改善」に伴う本市独自助成の減分などを踏まえて検討します。

(例)

- ・ 国基準の保育所の財源構成 [現行] 国 1/2、市 1/2 → [新制度] 国 1/2、県 1/4、市 1/4
- ・ 公定価格の「質の改善」に伴う本市独自助成の減
3歳児の職員配置加算 [現行] 20:1 → [新制度] 15:1 (本市基準と同じ) など

イ 給付費（本市独自助成）設定の基本的な方向性について

保育所は現行の「保育の質」を確保し、認定こども園・幼稚園・地域型保育についても、「教育・保育の質」の確保を図るための本市独自助成を検討します。

ウ 利用者負担設定の基本的な方向性について

新制度に向けて、給付対象施設・事業（保育所、幼稚園等）の利用者負担額について、応能負担を原則として設定する必要があります。

制度移行となる27年度の負担額は、新制度が消費税増収の一部を財源としていることや新制度の全体像が見えない状況であることを踏まえ、現行負担水準を基本としての設定を検討します。

(4) スケジュール上の課題について

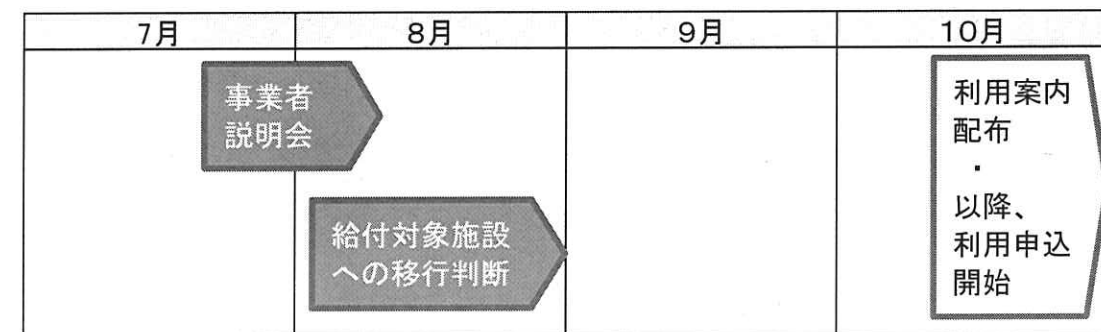
ア 事業者への対応について

幼稚園は新制度上の給付対象施設（認定こども園、幼稚園）に移行するか、私学助成の幼稚園として現行制度の枠組みのまま残るかについて、移行時期も含めて経営判断を行う必要があります。判断するにあたり、「給付費の水準」は最重要判断材料の1つですので、できる限り早期の情報提供を行う必要があります。

イ 利用者への対応について

利用者が27年度からの教育・保育施設利用を検討するため、遅くとも10月の利用申込開始までには新制度における利用者負担額を提示する必要があります。

特に新制度に移行する幼稚園・認定こども園の幼稚園部分の利用料は、現行と仕組みが大きく変更になるため、新制度における利用料を利用者に提示する必要があります。



「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(仮称)素案作成に向けた検討資料

～素案の骨子～

- 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）について
 - (1) 計画の趣旨・位置づけ
 - (2) 計画の期間
 - (3) 計画の対象
 - (4) 本市における他計画との関係
- 2 横浜市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題
 - (1) 家庭・地域・社会の状況
 - (2) 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境
- 3 計画における横浜市の目指すべき姿と理念・基本的な視点
 - (1) 目指すべき姿
 - (2) 理念
 - (3) 計画における基本的な視点
- 4 施策体系と事業・取組
 - (1) 施策分野・基本施策とその関係性
 - 施策分野1** 子ども・青少年が様々な力を育くむとともに、健やかに育つ環境をつくる《子ども・青少年への支援》
 - 基本施策①** 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
 - 基本施策②** 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進
 - 基本施策③** 障害児への支援
 - 基本施策④** 若者の自立支援の充実
 - 施策分野2** 出産・子育てしやすい環境をつくる《子育て家庭への支援》
 - 基本施策⑤** 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実
 - 基本施策⑥** 地域における子育て支援の充実
 - 基本施策⑦** ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応
 - 施策分野3** 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる《社会全体での支援》
 - 基本施策⑧** 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
 - 基本施策⑨** ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまじづくりの推進
 - (2) 各施策における現状と課題及び今後の方向性
- 5 計画の推進体制（PDCAサイクルの確保）

※上記のほか、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する5か年の量の見込み、確保方策について、今後、本市子ども・子育て会議等の検討を踏まえ、素案作成の段階で記載する予定です。

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）について

（1）計画の趣旨・位置づけ

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（仮称）は、子ども・子育て支援法に基づく事業計画に位置付けるとともに、平成 26 年度末で計画期間が終了する『かがやけ横浜こども青少年プラン』（横浜市次世代育成支援行動計画）を引き継ぐ計画にも位置付け、本市の子ども・青少年にかかる施策を幅広く推進します。

（2）計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とします。

（3）計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね 20 歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

（4）本市における他計画との関係

- ・ 子ども・青少年施策に関係する本市の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図りながら、計画を策定します。
- ・ 計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

【関連するビジョン・計画】

○上位計画

- ・ 横浜市基本構想（長期ビジョン）[平成 18 年度～]
- ・ 新たな中期計画[26～29年度]

○関連する他分野の計画

- ・ 第 3 次横浜市男女共同参画行動計画（横浜市 DV 施策に関する基本方針及び行動計画を含む）[23～27 年度]
- ・ 横浜教育ビジョン[18～26 年度]・横浜市教育振興基本計画[22～26 年度]（※）
- ・ 横浜市住生活基本計画[23～32 年度]
- ・ 横浜市食育推進計画[22～27 年度]
- ・ 横浜市民読書活動推進計画[26 年度～]・横浜市子ども読書活動推進計画（第二次）[23～25 年度]
- ・ 第 2 期健康横浜 2 1 [25～34 年度]
- ・ 横浜市障害者プラン（第 3 期）[27～32 年度]・横浜市障害福祉計画（第 4 期）[27～29 年度]
- ・ 第 3 期横浜市地域福祉保健計画[26～30 年度]
- ・ よこはま保健医療プラン 2013[25～29 年度]
- ・ 横浜市ひとり親家庭自立支援計画[25～29 年度]

※：次期の計画等と連携・整合を図ります。

■子ども・子育て支援新制度について

(1) 概要

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（※①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部を改正する法律③関係法律の整備等に関する法律）が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定です。新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することをめざした制度です。

(2) 現行制度からの主な変更点

①市町村が制度の実施主体

- ・現行では、制度によって都道府県と市町村とに分かれている実施主体について、新制度では市町村に一本化されます。
- ・市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握したうえで事業計画を作成し、乳幼児期の保育・教育、地域の子育て支援を計画的に提供する責務を負うこととなります。

②消費税率引上げに伴う財源確保

社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、消費税率引上げ（10%）に伴う増収分のうち、約7,000億円が新制度の財源に充てられます。

③乳幼児期の保育・教育を「個人への給付」として保障

3歳以上のすべての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

④「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業（13事業）が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施することとなります。

■新制度における「子ども・子育て支援の意義」について

子ども・子育て支援法において、「内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（「基本指針」）を定めるものとする。」とされています。

この基本指針（案）のなかで、子ども・子育て支援の意義については、以下のように示されています。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

本市においても、基本指針における意義を踏まえながら、事業計画の作成を進め、子ども・青少年や子育て家庭のための施策を展開していきます。

2 横浜市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

(1) 家庭・地域・社会の状況

①依然として続く少子化、晩婚化・晩産化

- ・全国の特異合計出生率は、ここ数年微増の傾向にあるものの、依然低い水準にとどまっています。本市の特異合計出生率は、全国よりもさらに低い数値で推移しており、少子化の状況は変わっていません。
- ・平均初婚年齢も引き続き上昇の傾向にあり、また出生時の母親の年齢についても20代の割合が減少するとともに30代の割合が増加しており、晩婚化・晩産化が進行しています。
- ・少子化対策のため、子ども・子育て支援に関する様々な取組をさらに充実させていく必要があります。

★合計特異出生率の推移【横浜市保健統計年報】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
横浜市	1.25	1.27	1.30	1.28	1.31
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

★平均初婚年齢の推移【横浜市保健統計年報】

年次	初婚夫妻の平均年齢（歳）	
	夫	妻
昭和54年	27.83	25.16
平成元年	28.15	25.51
平成11年	28.70	26.78
平成21年	30.00	28.28
平成22年	30.09	28.40
平成23年	30.31	28.55
平成24年	30.37	28.73

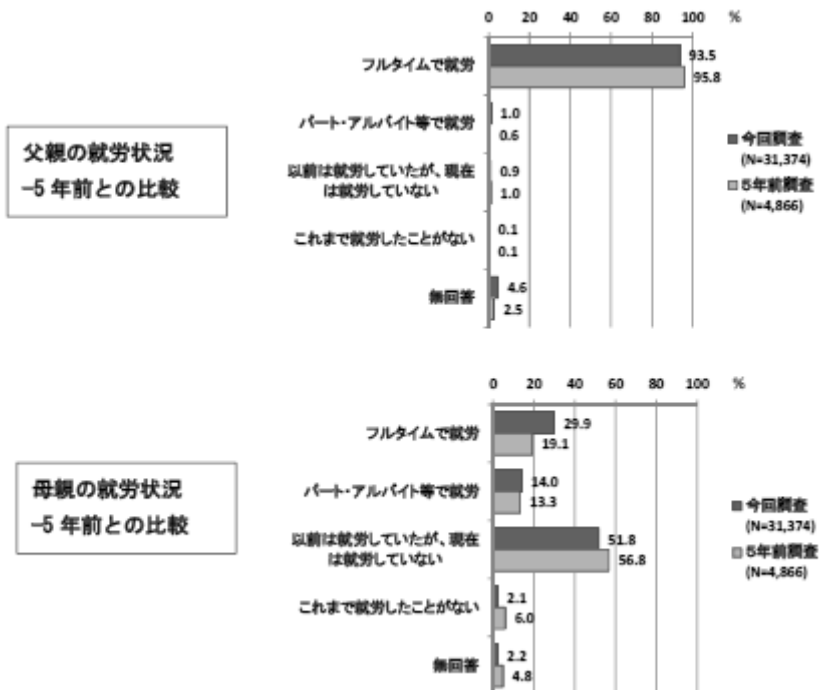
★出生時の母親の年齢階級毎の割合の推移【横浜市保健統計年報】

年次	-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
昭和54年	0.6%	14.4%	52.5%	27.1%	4.8%	0.4%	0.0%
平成元年	1.1%	13.2%	43.7%	31.6%	9.2%	1.1%	0.0%
平成11年	1.0%	9.1%	38.4%	38.4%	11.7%	1.3%	0.0%
平成21年	0.9%	6.8%	25.0%	39.2%	24.3%	3.6%	0.1%
平成22年	0.9%	6.6%	24.6%	38.2%	25.3%	4.3%	0.1%
平成23年	0.8%	6.4%	24.0%	38.7%	25.2%	4.7%	0.1%
平成24年	0.9%	5.8%	23.9%	37.4%	26.4%	5.4%	0.1%

②家族の状況の変化

- ・世帯当たりの子どもの数の減少、三世同居の減少、ひとり親家庭の増加など、家庭の規模が小さくなっています。
- ・未就学の子どもをもつ親の就労状況については、父親のフルタイム就労が9割を超えており、母親もフルタイム就労が約3割、パート・アルバイト等の就労を合わせると、約44%となっています。母親の就労（フルタイム、パート・アルバイト含む）は、5年前と比較すると10%以上増加しており、あわせて共働き世帯の割合も増加しています。
- ・こうしたことから、以前に比べて親族間の支えあいが弱まり、家族の団らんやコミュニケーションの時間が少なくなるなど、家族の在り方にも変化が生じています。

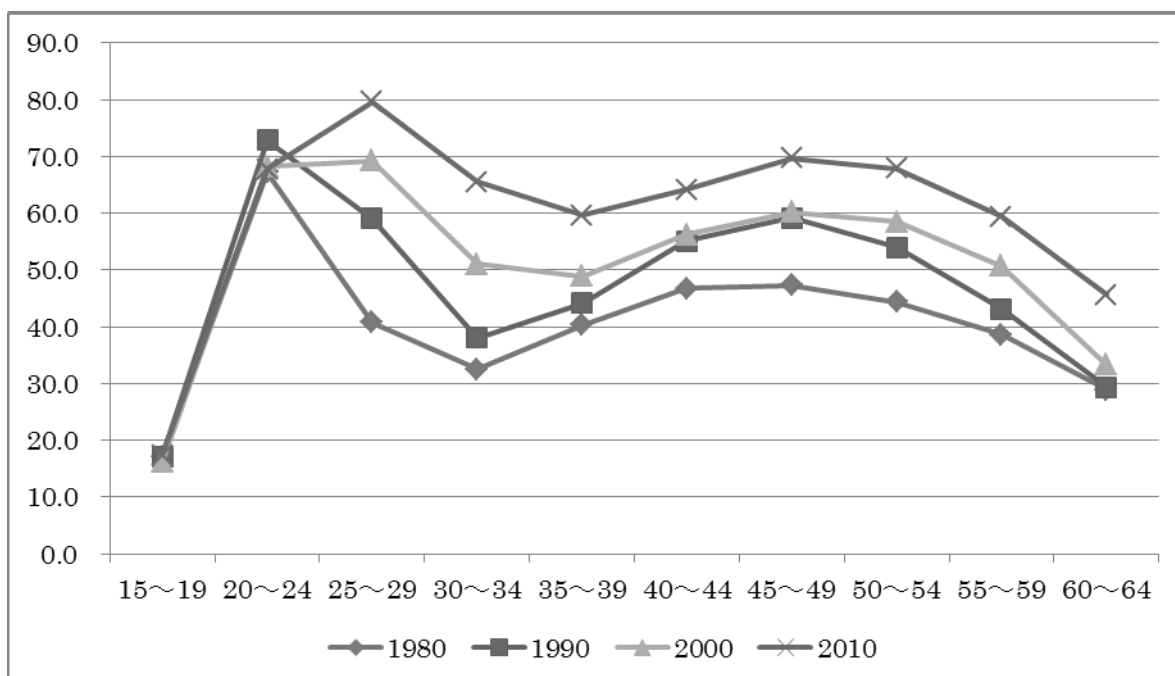
★未就学の子どもを持つ父親・母親の就労状況（25年度と20年度の比較）【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成25年）】



③出産・育児期の女性の労働力率の落ち込み（M字カーブ）

- ・年代別に女性の労働力率をみると、男性は台形型を描くのに対して、女性は30代に底のあるM字カーブを描いており、結婚、出産、育児を機に仕事を辞める女性が多いといえます。横浜市の女性の労働力率は年々高まってはいますが、全国と比較すると、M字カーブの底は深く、右側の山も低いことから、再就職率も低いことが分かります。
- ・女性が結婚・出産等を機に退職する理由として、「家事や育児に専念するために自主的にやめる」だけでなく、「仕事を続けたかったが仕事と育児の両立が難しく退職した」というケースも多く存在します。
- ・今後は、引き続き、仕事と子育ての両立ができるよう、子育て家庭の支援や女性の社会進出をさらに後押ししていく必要があります。

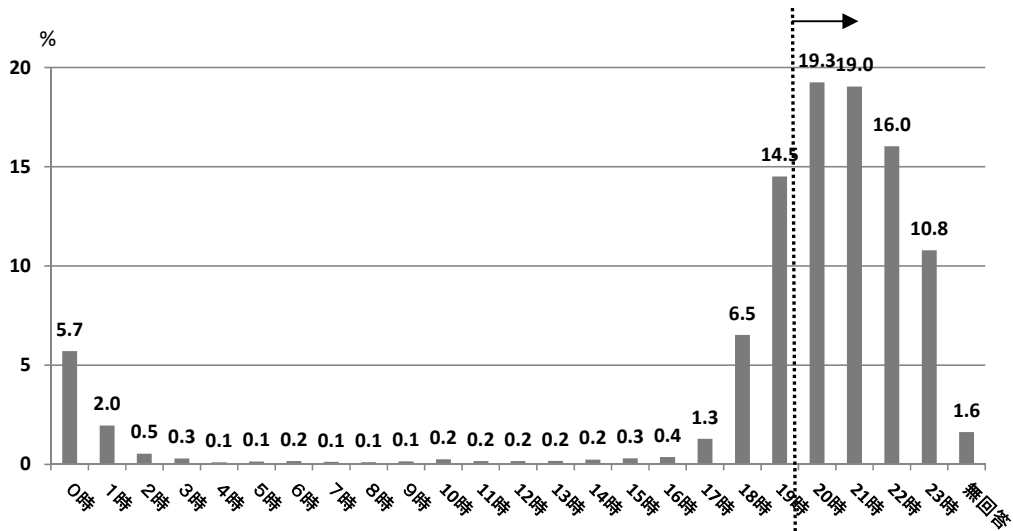
★本市における女性の年齢階級別労働力率【「平成 22 年国勢調査（総務省）」】



④男性の育児時間の水準の低さ（長時間労働）

- ・本市において、未就学児を持つ家庭における就労中の父親の帰宅時間は、約 65%が 20 時以降となっており、依然として、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続いています。
- ・その結果、平日に父親が子どもと一緒に過ごす時間は、0～1 時間という父親が 4 割以上と高く、長時間労働が父親の育児・家事への関わりを難しくしています。
- ・仕事のみを優先させるのではなく、家庭やプライベートも含めた形で生活を充実・両立させることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。
- ・また、子どもにとっては、自らと友達のつながりだけでなく、親同士のつながりにより、子どもの安心感につながるといった側面もあります。そうしたことから、例えば、保育参観や学校の行事に父親も積極的に参加するなど、様々な形で育児に参加することは、子どもの育ちの観点からも重要です。

★就労中の父親の帰宅時間【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成 25 年）】



N=29,648

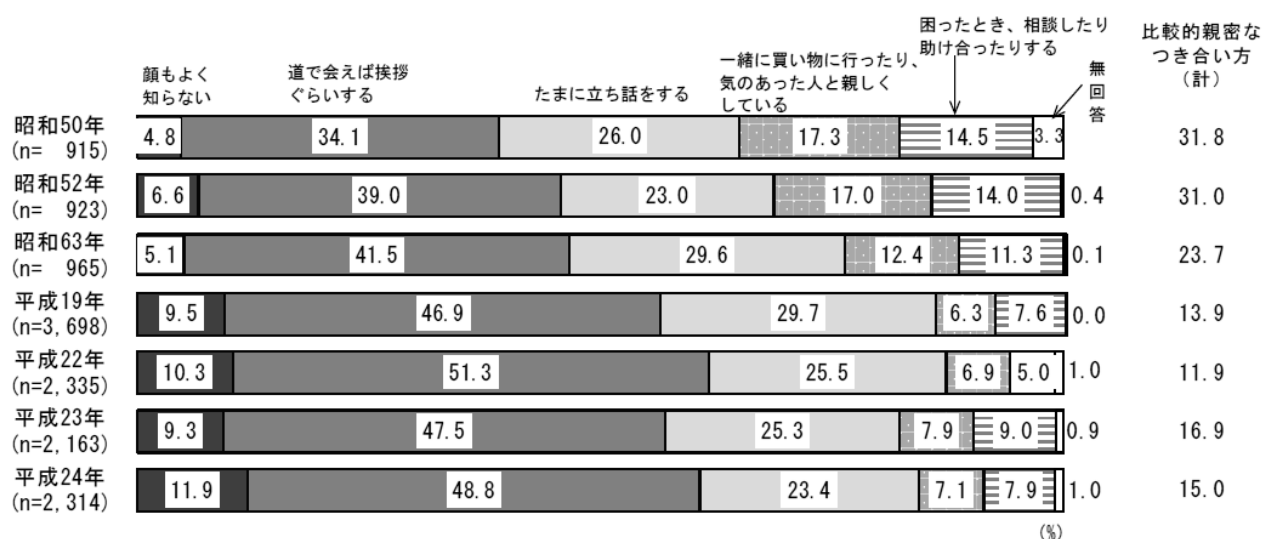
★平日、父親が子どもと一緒に過ごす時間【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成 25 年）】

時間	割合
0 時間	13.8%
1 時間	30.0%
2 時間	20.7%
3 時間	15.0%
4 時間	7.3%
5～8 時間	4.5%
9 時間以上	0.7%
無回答	8.1%

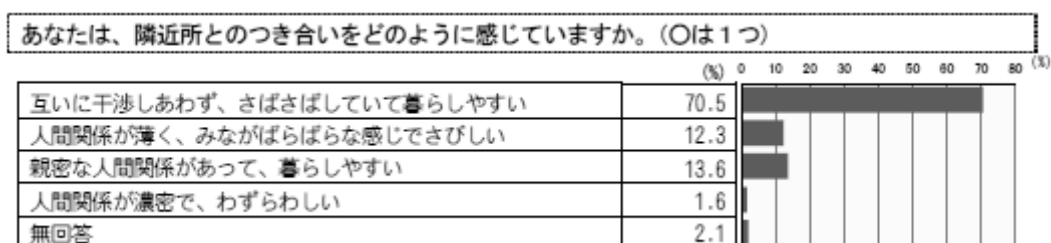
⑤地域のつながりの希薄化

- ・本市調査によると、隣近所との付き合い方として、ここ数年は「顔もよく知らない」「道で会えば挨拶ぐらいする」割合が約6割前後、比較的親密な付き合い方をしている人の割合も15%前後で推移しており、依然、地域で過ごしたり、積極的に近所付き合いをしたりする人が少ない状況は変わっていません。
- ・また、隣近所との付き合いに対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」と感じる人が約7割となっています。
- ・一方で、子どもにとっては、家の外や自分の通う幼稚園・保育所、学校などで、身近な大人に見守られることが子どもの安心感につながります。地域のつながりを考える上では、そうした「子どもにとっての環境」という観点も重要です。

★隣近所との付き合い方【平成25年度 横浜市民意識調査】



★隣近所との付き合い方についての考え方【平成25年度 横浜市民意識調査】



(2) 厳しさを増す子ども・青少年の養育環境

①子ども・青少年の不登校、ひきこもり、無業状態や貧困率の上昇

- ・本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が成長の過程で、不登校、いじめ、暴力、自傷行為や自殺企図、若年層のひきこもりや無業状態など、深刻な状況にあることも少なくありません。
- ・子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮や多様な家庭形態、子ども・青少年本人や親の障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っています。
- ・こうした課題に対応するためには、様々な支援を切れ目なく、総合的に行っていくことが求められます。また、未然にこうした状況を防ぐという観点から、乳児期からの基本的信頼感を基盤に未就学期から学齢期の子どもをもつ家庭、及び保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校において、子どもの自己肯定感を育むことの大切さと自己形成をしていく過程を大切に育むという共通理解を促す（子どもの育ちを支援する）取組も必要です。
- ・また、親の抱える課題が一因となり幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境の格差にもつながっています。
- ・子どもの貧困率は上昇しており、子ども・青少年の育ちや就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る可能性が増大しています。

★貧困率の年次推移【平成 22 年国民生活基礎調査（厚生労働省）】

	昭和 60 年	昭和 63 年	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年
相対的 貧困率 (%)	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0
子どもの 貧困率 (%)	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7

※「相対的貧困率」とは、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合。

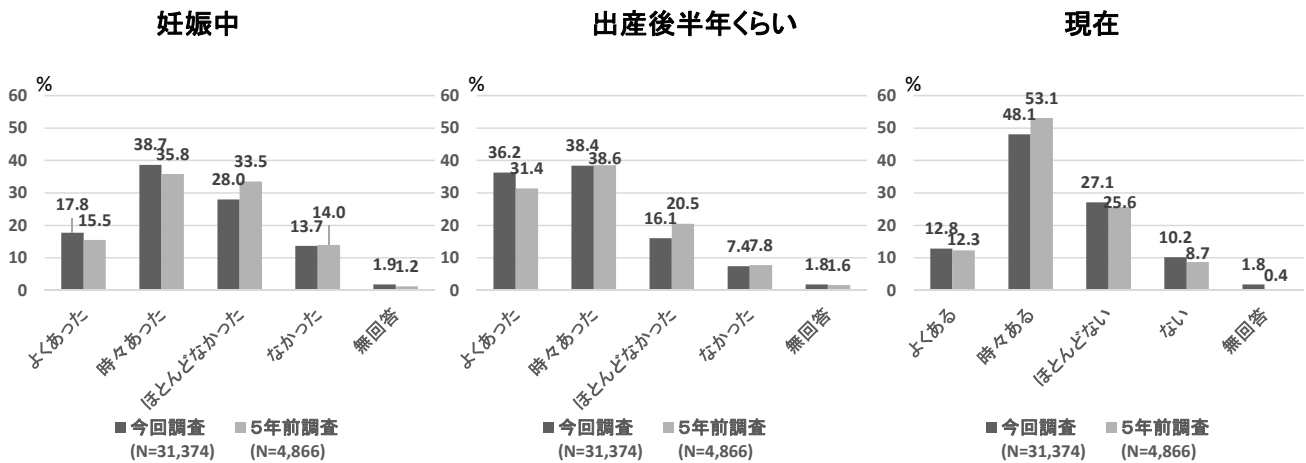
※「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得（就労所得、財産所得、仕送り等、公的年金、その他の現金給付等）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

※「子どもの貧困率」とは、17歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合。

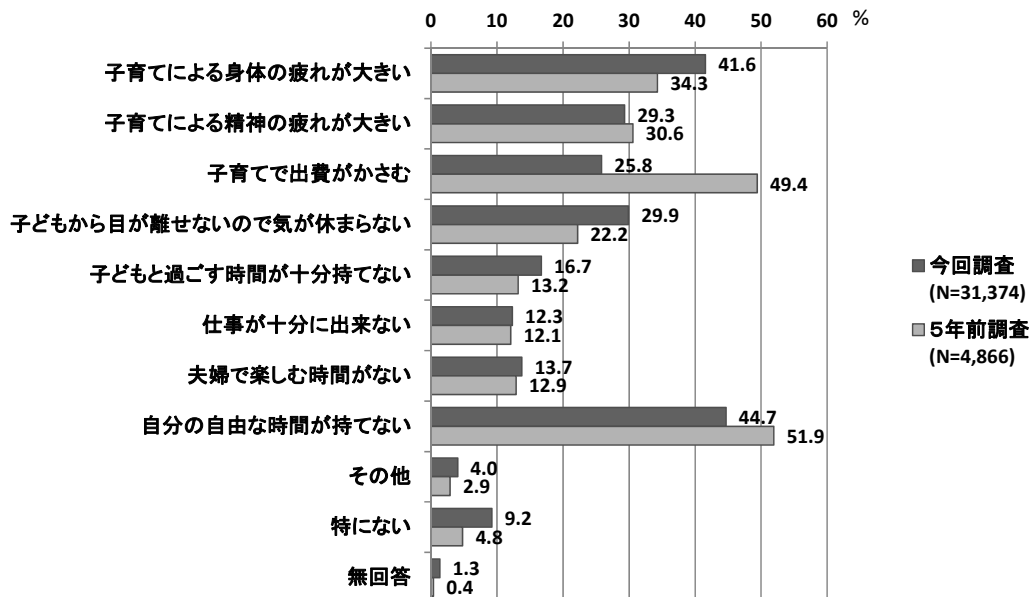
子育て家庭の状況（１） ～不安感・負担感～

- ・子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなかった保護者の割合は、妊娠中では半数以上、出産後半年くらいの間では約 75%、その後においても約 6 割に及んでおり、以前と比べてもその状況は変わっていません。
- ・また、子育てで負担に感じていることは、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる身体の疲れが大きい」、「子どもから目が離せないで気が休まらない」などの割合が高くなっています。
- ・こうした状況は、依然として主に父親の労働時間が長時間に及んでいることにより、父親が子どもと過ごせる時間が十分取れないことから、身体的・精神的な負担が母親一人に集中していることも一因と考えられます。そのため、子育ての不安感や負担感を軽減するための支援を充実させるとともに、さらにワーク・ライフ・バランスの取組を推進していくことも必要です。

★子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなる状況の有無【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成 25 年）】



★子育てで負担に思うこと【利用ニーズ把握のための調査（未就学児）（平成 25 年）】



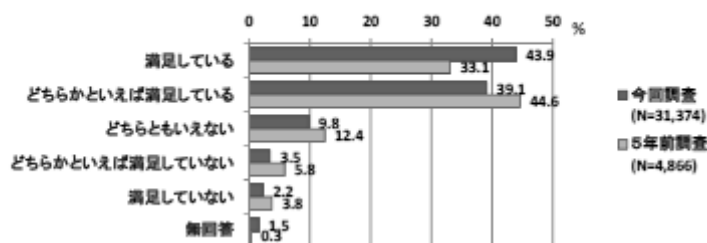
子育て家庭の状況（２） ～子育てに対する満足度の変化～

- ・近年の子育てに関する不安感・負担感の状況は変わっていないものの、未就学の子どもを持つ家庭のうち、8割を超える家庭が現在の子育ての生活に満足しており、20年度の調査と比較すると、満足している家庭の割合が増えています。
- ・一方で、小学生の子どもを持つ家庭では、現在の子育ての生活に満足している割合が67.7%にとどまっており、以前と比べても大きく変わっていない状況です。
- ・このことから、未就学の子ども・子育て家庭に関する本市の施策については、一定の成果が現れている一方、今後は学齢期の子ども・子育て家庭の施策について充実させていくことも必要です。
- ・また、子育てについて相談できる人がいない家庭では、子育ての生活に満足していない割合が大きくなっており、特に小学生の子どもを持つ家庭でその傾向が顕著になっています。
- ・そのため、子育てに関する相談対応や家庭訪問、地域子育て支援拠点や親子のつどいの広場等での親子の居場所づくりなど、子育て家庭への支援に関する取組の重要性が高まっています。
- ・さらに、子育てに関する相談相手として「近所の人」を挙げた家庭が、子育てに対する満足度が最も高くなっていることから、子育て支援を進めていくうえで、地域のつながりを強くする取組も重要であることがわかります。

★子どもを育てている現在の生活の満足度（25年度と20年度の比較）【利用ニーズ把握のための調査（未就学児・小学生）（平成25年）】

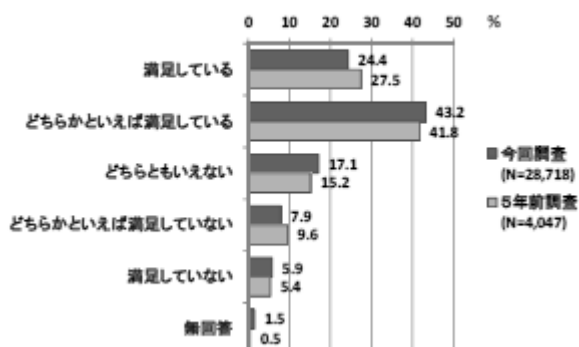
○未就学児調査

子どもを育てている現在の生活の満足度—5年前との比較



○小学生調査

現在の生活の満足度—5年前との比較



3 計画における横浜市の目指すべき姿と理念・基本的な視点

(1) 目指すべき姿

子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』

(2) 理念

○子ども・青少年は、未来を創る力である

- ・子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、様々な可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。子ども・青少年の育ち・成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次世代を育み、よこはまの未来を創ることにつながります。

○子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す

- ・子ども・青少年は誰もが自分の良さや可能性といった内在した力を、自ら発揮できる力を備えています。子ども・青少年の成長を長い視野でとらえ、一人ひとりに応じた関わりの中でその力を最大限引き出すことが保護者をはじめとした大人の役割です。
- ・子育てについての第一義的責任を有する保護者がそうした役割を果たせるよう、保護者を支援することが重要です。

○「子ども・青少年にとって」の視点をすべての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

- ・保護者や保育者・教育者だけでなく、すべての市民が「子ども・青少年にとって」の視点で、子ども・青少年の育ちや学びをとらえることが、地域で子ども・青少年を育てることにつながります。

(3) 計画における基本的な視点

①「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子ども・青少年がそれぞれの持つ力を十分発揮するとともに、大人がその力を引き出し、社会全体で子ども・青少年を育てていくため、すべての子ども・子育て施策において、子ども・青少年の視点にたつて施策・事業を展開します。

②すべての子ども・青少年の支援

子ども・青少年一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、地域社会で成長するなかで必要となる支援を誰もが受けられる環境を整えるため、すべての子ども・青少年を対象とします。

③それぞれの成長段階に合わせた一貫した支援

子ども・青少年が、成長の段階にあわせて切れ目なく支援を受けられるよう、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでのライフステージを通じた施策を展開します。

④子ども・青少年の自立に向けた支援

子ども・青少年が、世代や価値観の異なる他者とふれあいながら、様々な体験を重ねることを通じて、自らの意志で物事の決定や行動ができ、その結果に対して責任を負えるよう、また他社への配慮やコミュニケーション能力などの社会性を身につけていけるよう、自立に向けた支援を行います。

⑤家庭の子育て力を高める支援

子ども・青少年が健やかに成長し、それぞれの持つ力を十分に発揮できるよう、子育て家庭の子育てに対する不安感・負担感を軽減させるとともに「親子が一緒に楽しむ」という視点で、家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

⑥様々な担い手による社会全体での支援

行政だけでなく、家庭、地域、保育所・幼稚園・学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえ、それぞれの役割を担いながら社会全体で積極的に関わっていきます。

4 施策体系と事業・取組

(1) 施策分野・基本施策とその関係性

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育くむとともに、健やかに育つ環境をつくる《子ども・青少年への支援》

基本施策① 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策② 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策③ 障害児への支援

基本施策④ 若者の自立支援の充実

施策分野2 出産・子育てしやすい環境をつくる《子育て家庭への支援》

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる《社会全体での支援》

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

目指すべき姿

子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、ともに温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』

理念

- 子ども・青少年は、未来を創る力である
- 子ども・青少年の持つ力を、大人が関わりを通して最大限引き出す
- 「子ども・青少年にとって」の視点をすべての市民が共有し、地域で子ども・青少年を育てる

● 基本的な視点

- ① 「子ども・青少年にとって」の視点での支援
- ② すべての子ども・青少年の支援
- ③ それぞれの成長段階に合わせた一貫した支援
- ④ 子ども・青少年の自立に向けた支援
- ⑤ 家庭の子育て力を高める支援
- ⑥ 様々な担い手による社会全体での支援

3つの施策分野と9つの基本施策

<子ども・青少年への支援>

施策分野1

子ども・青少年が様々な力を育むとともに、健やかに育つ環境をつくる

基本施策

- ① 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
- ② 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進
- ③ 障害児への支援
- ④ 若者の自立支援の充実

<子育て家庭への支援>

施策分野2

出産・子育てしやすい環境をつくる

基本施策

- ⑤ 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実
- ⑥ 地域における子育て支援の充実
- ⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

<社会全体での支援>

施策分野3

社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策

- ⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
- ⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

(2) 各施策における現状と課題及び今後の方向性

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育くむとともに、健やかに育つ環境をつくる

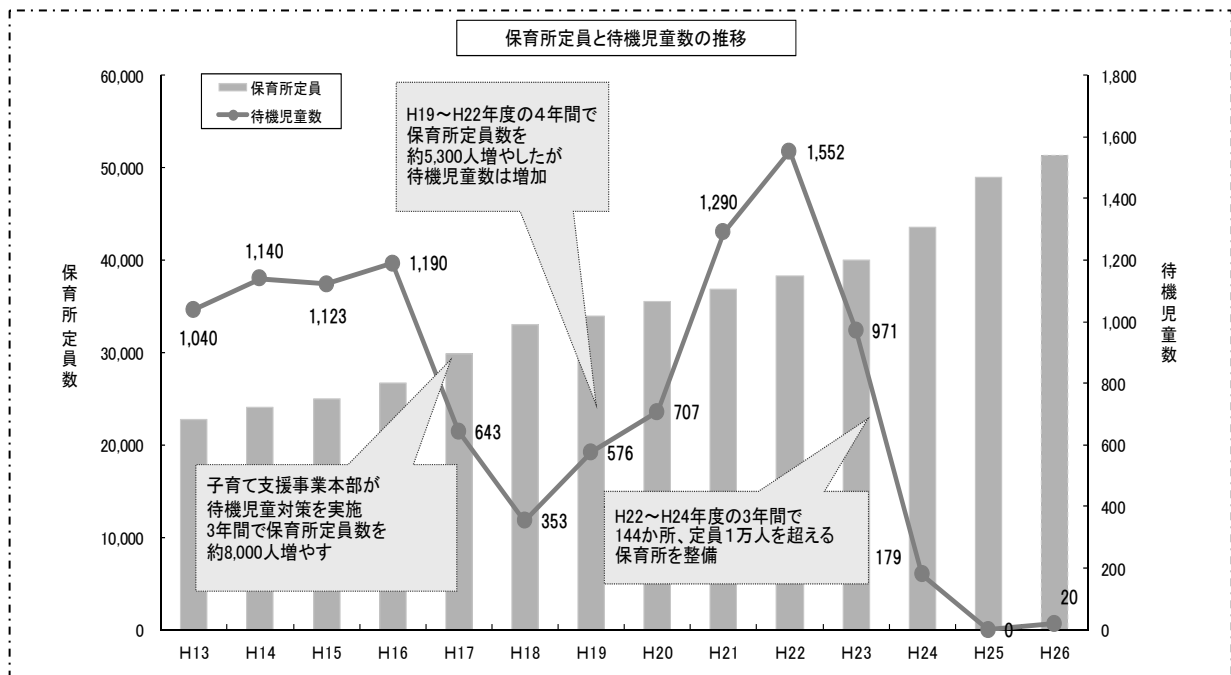
基本施策① 未就学期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

■現状と課題

○これまで本市では、増え続ける保育所入所申込者に対応するため、保育所の整備を積極的に進め、10年間（H14～24）で約2万人分の保育所定員を整備し、1.8倍に拡大しました。平成22年度からは待機児童対策を本市の重点施策とし、ハードとソフトの両面から取組を進めてきた結果、平成25年4月1日時点の待機児童数は、横浜市中期計画の目標である0人を達成しました。

○しかしながら、待機児童ゼロ達成による保護者の保育所入所に対する期待の高まりなどにより、26年4月の入所申込の増加数は4,114人という過去最大の伸びとなり、特に、1歳児で顕著に増加しました。26年4月1日に向けてあらゆる手を尽くしましたが、待機児童数は20人となり、2年続けてのゼロ達成とはなりませんでした。

★保育所定員と入所児童数・待機児童数の動向



○27年度から施行される新制度では、それぞれの地域における保育・教育、地域の子育て支援等に関するニーズを踏まえ、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供していくことが求められます。

○保育のニーズについては、引き続き増加しています。

○4、5歳児は概ねすべての子どもが何らかの保育・教育を受けていますが、幼稚園の利用者数は年々減少しています。

○幼稚園や保育所から小学校に移行する際、園での幼児期にふさわしい生活から新しい環境である小学校生活にうまく適応できず、不安になる児童がいます。安心して小学校生活をスタート出来るように小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。

- 育ちの連続性を踏まえながら保護者や地域と「共に育てる意識」を高めるため、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていく必要があります。
- 保育所等の整備・拡充に伴い、保育士等の確保が急務となっており、あわせて保育士や幼稚園教諭の資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が求められています。
- 障害児及び特別な支援が必要な子どもについても保育・教育を受けられる環境を整えるとともに、障害の状況に応じたきめ細やかな支援を行う必要があります。
- 子育て家庭の保育ニーズの増大に伴い、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」をなくしていく必要があります。
- また、小学生の放課後事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高める必要があります。また、事業の対象範囲が6年生までに拡大することから、児童の発達や成長・自立に応じた支援ができるような人材の育成が必要です。

■施策の方向性

- 質の高い幼児期の保育・教育基盤を確保します。
 - ・保育所待機児童ゼロを継続するとともに、新制度のもと、既存の保育・教育資源を最大限活用しながら、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・教育基盤の確保を推進します。
 - ・幼児期の教育・保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園を推進することにより、安定的な保育・教育基盤を確保するとともに、保育・教育の質を確保します。
 - ・地域型保育などの低年齢児のための保育基盤の確保にあたっては、卒園後の円滑な接続に配慮します。
 - ・養育者の様々なニーズと保育・教育の適切な利用に結びつける利用者支援を推進します。
 - ・本市が目指す保育・教育の姿を示した「横浜市子ども・子育て指針」（仮称）を定め、それに基づき保育・教育施策を推進します。
 - ・幼児期の教育と小学校教育が連続性・一貫性をもって接続できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・関係機関等の一層の連携を図ります。
- 多様な保育・教育を提供します。
 - ・養育者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るとともに、子どもの健やかな育ちを支えるため、一時預かりなど多様な保育・教育の場を確保します。
 - ・障害児や発達障害児への保育・教育の場として、公立保育所での全園受け入れの実施や、民間認可保育所、幼稚園、認定こども園での積極的な受け入れのための体制の充実を図るとともに、特性や成長に合わせた支援を行います。
- 人材の確保・育成及び質の維持・向上を進めます。
 - ・就職面接会や宿舍借上げ支援などを行って保育・教育の基盤となる人材の確保に取り組みます。
 - ・保育士や幼稚園教諭の専門性を高める人材育成研修の充実や実践研究に基づく保育課程・教育課程の改善、保育資源ネットワークの構築、自己評価や外部評価の充実に取り組みます。
- 留守家庭児童のための放課後の居場所を充実させます。
 - ・すべての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させます。そのため、すべての小学校で、はまっ子ふれあいスク

ールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

- ・放課後児童育成事業は、本市が運営主体・保護者と意識の共有を図る上で必要な考え方を示した「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」に基づき、実施します。

＜主な事業・取組＞

- ・保育所整備事業
- ・私立幼稚園預かり保育等事業
- ・放課後児童育成事業
- ・一時保育事業
- ・保育コンシェルジュ事業
- ・私立幼稚園等特別支援教育費補助事業
- ・保育士宿舍借り上げ等支援事業
- ・幼児教育研修・幼保小交流等事業
- ・市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築事業
- ・幼児教育研究事業
- ・私立幼稚園研究・研修補助事業

基本施策② 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

■現状と課題

(子ども・青少年育成施策の必要性)

- 情報化社会の進展や、世帯あたりの子どもの数の減少、単身世帯の増加といった家族のあり方の変化、地域での支えあいなどのつながりの希薄化などが進行したことにより、子ども・青少年が人とのつながりや支えあいの中で、自分のことを認めてくれる身近な人に出会い、自己肯定感を育んでいくことが難しくなっています。
- 自己肯定感の低下や他者とのつながりの希薄化、居場所が無いなどのリスクが背景にあることから、ちょっとしたつまづきにより、困難な状況がより深刻化する危険性が高まっています。
- いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮等、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、個々の状況に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

(地域活動の活性化や人材の育成)

- 自ら成功や失敗、思い通りにいかないことに向き合う経験を重ねたり、様々な文化や知識、考え方に触れて興味・関心を広げたりする機会が減少しています。
- 青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図る必要があります。

■施策の方向性

- 多様な人と関わりあうとともに、様々な活動や文化、自然などに触れる機会を増やし、子ども・青少年が自ら社会性や進路を選択する力を身につけられる環境を整えます。
- 全ての子ども・青少年のまわりに存在する困難やリスクに対し、家庭や学校、地域の力を結集し、社会全体で課題の早期発見・未然防止に取り組みます。
- 子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、たとえ困難にぶつかったとしても、孤立することなく仲間や友人、周囲の大人たちと一緒に解決し、乗り越えていけるよう支援します。

<主な事業・取組>

- ・ 青少年の地域活動拠点を中心とした青少年の健全育成とリスク予防
- ・ 青少年の自然・科学体験活動の推進
- ・ 放課後児童育成事業（再掲）
- ・ プレイパーク支援事業
- ・ 寄り添い型学習等支援事業

基本施策③ 障害児への支援

■現状と課題

(障害児の状況)

- 子どもの人口がほぼ横ばいで推移する中、障害のある子どもが増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的な遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。
- 地域療育センターの新規利用児も増加しており、その6割が知的な遅れのない発達障害児です。こうした状況に対応するため、22年度から主に知的な遅れのない発達障害児を対象にした集団療育を順次導入するとともに、25年度に8か所目の地域療育センターを開設しました。今後も地域療育センターを利用する障害児は増えていく見込みです。
- 人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な在宅の重症心身障害児が増えています。また、重症心身障害児には該当しないものの、胃ろうなどの医療的ケアを必要とする障害児もいます。そのため、多様化する医療ニーズに対応するための療養環境の整備が求められています。
- 重症心身障害児の在宅生活を支援する機能や安定して暮らせる生活の場が求められています。
- 市内の障害児施設の中には、施設の老朽化への対応だけでなく、きめ細やかな支援のために個室化やユニット化するなど生活環境の改善が必要になっている施設があります。

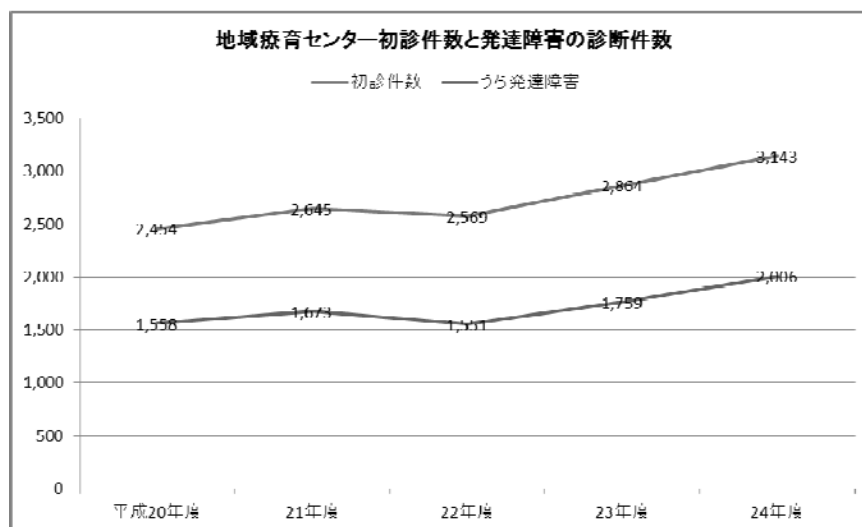
(学齢期の障害児支援)

- 個別支援学級や特別支援学校の在籍者数が増えており、一般学級では、特別な配慮の必要な児童や生徒が増加しています。こうした子どもたちの社会参加やその家族の安定した生活が実現できる環境を整えることが求められています。
- 学齢後期（中学・高校生年代）における発達障害児の新規診療、相談件数が増加しており、25年度に3か所目の学齢後期障害児支援事業所を開設しましたが、引き続き体制確保が課題となっています。また、就労など成人期を見据えた学校や地域での支援を行っていく必要があります。

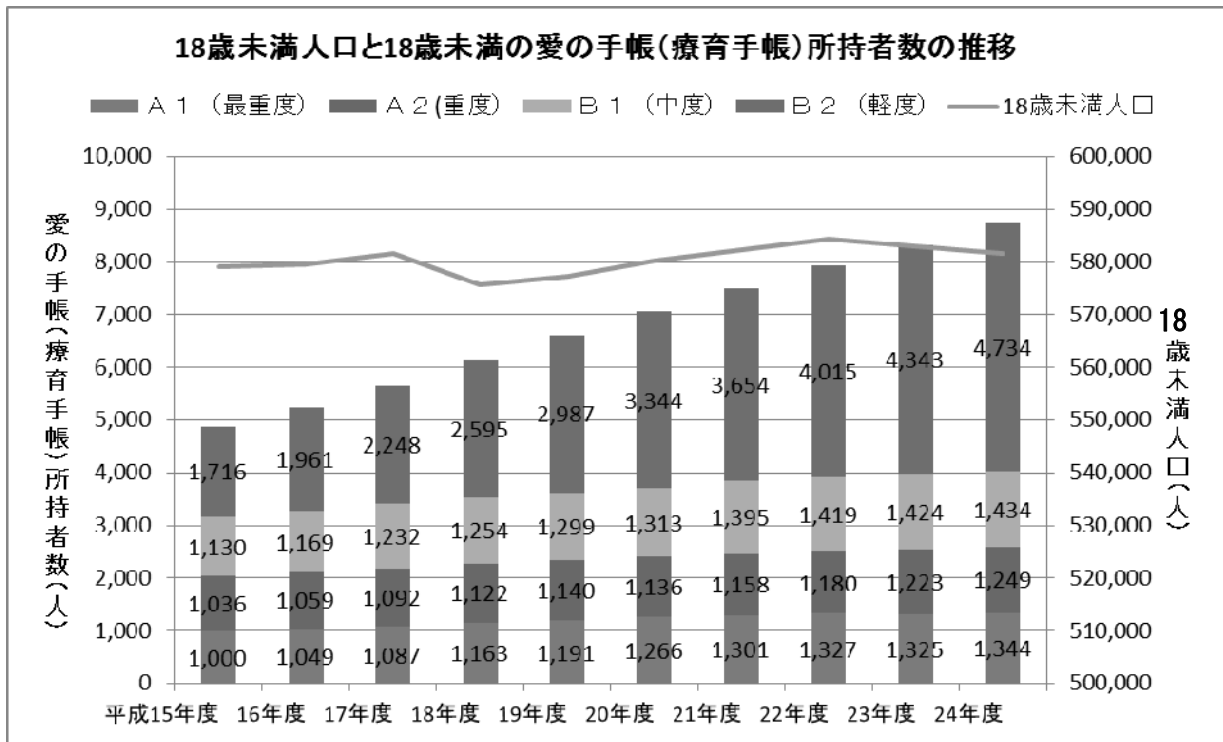
(障害への理解促進)

- 障害児の増加とともに、幼稚園や保育所に通う発達障害児も増えていますが、地域における障害への理解、とりわけ「わかりにくい障害」といわれる発達障害についての理解は、まだ十分とは言えない状況です。

★地域療育センターにおける初診件数と発達障害の診断件数の推移



★障害児の推移



■施策の方向性

- 地域療育センターによる早期の支援につながるよう、診療、相談、療育訓練の機能強化を図るとともに、並行して利用する地域訓練会、保育所、幼稚園と連携した支援を充実します。
- 新たな重症心身障害児施設の整備を着実に進めるほか、老朽化した障害児入所施設の再整備により、施設機能と在宅支援機能の強化を図ります。
- 学齢障害児の相談を拡充し、放課後や夏休みなどをのびのびと過ごし、療育訓練や余暇支援を受けられる場を拡充します。
- 学齢後期の発達障害児が安定した青年期や成人期を迎えられるよう、相談支援体制を拡充します。
- 障害児とその家族が地域で安心して生活し、健やかに成長していくために、市民の障害への理解を促進するための取組を進めます。

<主な事業・取組>

- ・ 地域療育センターの機能強化
- ・ 重症心身障害児施設、障害児入所施設の整備
- ・ 放課後等デイサービス事業所の拡充
- ・ 学齢後期障害児支援事業の拡充
- ・ 市民の障害理解の促進

基本施策④ 若者の自立支援の充実

■現状と課題

(自立支援の必要性)

- 平成24年度の横浜市子ども・若者実態調査によると、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態が少なくとも約8,000人、無業状態が約57,000人と推定されています。
- ひきこもりや無業状態の若者のうち、本市による自立支援につながっている若者は一部であり、これらの支援につながっていない若者をどのように支援につなげていくかが課題となっています。そのため、若者を地域で見守り、適切な相談支援機関につないでいく仕組みづくりや、学校（教育）と連携した社会（就労）への移行支援の強化などが必要です。
- 困難を抱える若者の心身の状況や、その状況に至るまでの社会・経済的な背景は多様で複雑であり、若者一人ひとりの状況に応じた段階的な支援が必要です。
- ひきこもりや無業状態が長く続くと、若者はより多くの困難を抱え、自立に向けた支援も難しくなる傾向があるため、なるべく早期に支援を行う必要があります。特に、生活保護世帯や経済的に困窮しているなど養育環境に課題があり、支援が必要な家庭の小・中学生等に対しては、学習支援等により将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることが必要です。
- それぞれの支援がより充実したものとなるよう、支援の内容や手法の共有を行うなど、支援機関の連携を強化していく必要があります。
- 方面別に設置されたユースプラザについては、地域においてよりきめ細かく連携する必要があります。
- 若者サポートステーションの利用者の中には、経済的困窮状態にあったり、障害や医療に関する支援が必要であるなど、複合的な課題を抱える若者も多く存在します。また、初回相談を受けるまでの待ち時間が長く、相談を受けることを諦めてしまう若者もいます。そのため、相談体制を充実させていく必要があります。
- 長期にわたってひきこもり状態にあるなど生活習慣の改善が必要な若者については、共同生活を通じた支援が必要です。

(社会的な支援のための環境整備の必要性)

- 若者がそれぞれの状況に応じて、自立に向けてステップアップできるような支援を充実するため、就労体験・就労訓練の受入れなど、困難を抱える若者への支援について理解・協力を企業等に求めていく必要があります。
- 社会的な支援を受けながら働きつづけることができる環境が未整備であり、地域の理解を得るための関係づくりや、地域の中でより幅広い体験が得られる場づくりを推進していく必要があります。

■施策の方向性

- 全ての子ども・若者のまわりに存在する困難やリスクに対し、社会全体で早期発見・未然防止に取り組めます。
- 子ども・若者が将来に夢や希望を持ち、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けられるよう、困難を抱える若者に対し、就労や自立に向けた支援に取り組めます。
- 子ども一人ひとりが、家庭の経済的な状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。

<主な事業・取組>

- ・青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザによる若者の自立支援
- ・よこはま型若者自立塾
- ・寄り添い型学習等支援事業

施策分野2 出産・子育てしやすい環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実

■現状と課題

(普及啓発)

○妊娠・出産に関する正しい知識を持って生活設計を行うことができるよう、普及啓発を行う必要があります。

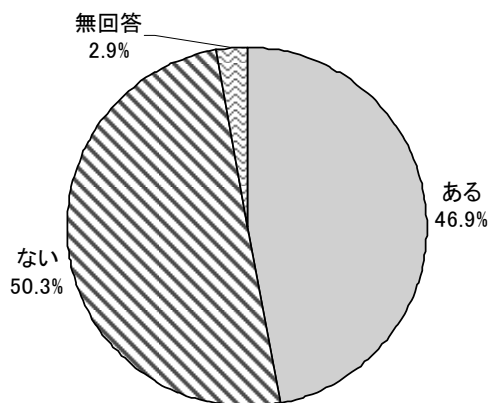
(きめ細かな相談・対応)

- 初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない親が増えており、妊娠中や出産後半年くらいまでの間に、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなる人の割合も増えています。また、出生時の母親の年齢が高齢化し、体力回復が遅れがちになる中、親族等からの産後の支援を受けにくくなっており、妊娠期から産後の母子の早期状況把握と支援が課題となっています。
- 望まない妊娠や若年妊娠など、周囲に相談しにくい妊娠・出産の悩みを受け、適切なアドバイスや支援につなげる相談窓口・体制の整備が求められています。

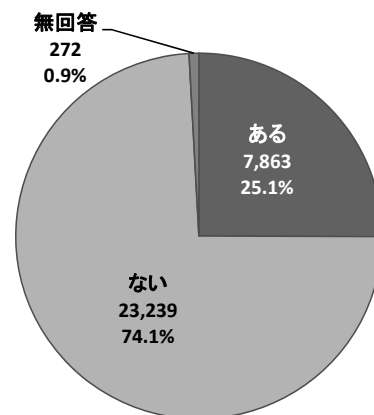
★はじめての子どもが生まれる前に、赤ちゃんの世話をしたことがある割合（25年度と20年度の比較）

【利用ニーズ把握のための調査（平成20年（市民意識調査）、25年（未就学児））】

<平成20年>



<平成25年>



N=31,374

※平成20年の調査は、18歳から49歳の市民（5,000人）と50歳以上の市民（5,000人）を対象としており、子どもがいない場合は、これまでの赤ちゃんの世話の経験の有無を尋ねている。

■施策の方向性

- 安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠・出産に悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、妊娠届出者に対する面接や「女性の健康相談」の実施、不妊・不育に関する相談体制の拡充、望まない妊娠などに対する相談体制の整備を進めます。
- 母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や、妊婦歯科健康診査を行うとともに、受診勧奨を行います。

- 専門職による新生児訪問や育児支援家庭訪問、民生委員などによるこんにちは赤ちゃん訪問を充実し、より多くの親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援します。
- 産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、ヘルパーを派遣し子育て家庭を支援するほか、新たに出産直後の母子への心身のケアを行う産後母子ケア事業に取り組み、育児不安を早期に解消し、児童虐待の未然防止につなげます。
- 子育ての不安の大きな要因となる産後うつを早期に発見し、支援につなぐ仕組みを作ります。

<主な事業・取組>

- ・不妊相談・治療費助成事業
- ・妊婦健康診査事業
- ・歯科健康診査事業
- ・産前産後ヘルパー派遣事業
- ・産後母子ケア事業
- ・母子保健指導事業
- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ・育児支援事業

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

■現状と課題

- 本市が未就学児童のいる家庭に対して実施した「利用ニーズ把握のための調査」（平成25年12月）では、初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない人が増えており（74.1%）、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなることがあったという人も多くなっています（60.9%）。悩みの内容は、子どもとの過ごし方・遊び方（45.0%）、子どもの食生活（44.1%）、子どもの健康（30.6%）、子どもの発育（29.3%）などが多くなっています。また、子育てに必要なサポートとして、不安や悩みの相談（30.1%）や、子育て中の親同士の仲間づくり（34.3%）を挙げる人が多くなっています。
- 子育てに対する不安や悩みの中には、健康や発育に関する事など、専門家への相談を通じて正しい知識を得る必要があるものもあれば、子どもとの過ごし方や遊び方など、交流を通じて得た知恵が役立つものや、不安や悩みを受け止めてくれる理解者の存在によって解消できるものもあります。養育者が孤立して子育てをするのではなく、家庭や地域において、様々な形で、悩みを相談できる相手や、喜びや不安など、子育ての中で感じたちょっとしたことを話し合える関係性を持てるようにすることが求められています。
- また、これから子育てに向かう人や、子育てを始めたばかりの人が、子育てへの具体的なイメージや、実践的な知恵や技術を身に付けながら子育てできるようにするためには、子育て中の親子と触れ合う体験を持つことも必要です。
- 子どもとの遊び方に悩む養育者は多く（45.0%）、必要なサポートとして、子どもを遊ばせる場や機会の提供を挙げる人が多くなっています（71.7%）。子どもとの遊びを通じて、親子の信頼関係を育み、乳幼児期の子どもが豊かな体験や学びを積み重ねていけるよう、養育者が子どもとの遊び方や接し方を知ることができ、親子で楽しむ時間を持てるようにしていくことも求められています。
- 子育てで負担に思うこととして、自分の自由な時間がもてない（44.7%）、身体の疲れが大きい（41.6%）、子どもから目が離せないのが気が休まらない（29.9%）、子育てによる精神的な疲れが大きい（29.3%）などを挙げる人が多くなっています。その一方で、日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる人は少なく（27.4%）、緊急時でさえも預かってもらえる親族や知人がいないという人も多くいます（16.6%）。子どもと向き合い続ける生活に煮詰まったときに、子どもと向き合うゆとりを取り戻せるようにするためには、理由を問わず、一時的に子どもを預かってもらえる先を確保できることが求められています。
- 地域子育て支援拠点は、知っている方が80.2%いる一方で、そのうち、現在利用している方は28.4%（※0歳児では49.5%、1歳児では41.1%。低年齢児の方が利用している割合が高い）にとどまっているなど、親子の居場所を知っていても、利用に至っていない状況があります。利用していない理由は、家から遠い（26.8%）、子どもの年齢が大きく室内では遊びづらい（16.8%）など様々ですが、子育て家庭が孤立しないためには、養育者の立場に立って、利用の障壁を取り除いたり、支援する側から家庭に出向いていくことも必要です。
- 子育て支援が充実し、様々な主体が一つの子育て家庭に対して別々の場面で関わるようになったことで、その家庭の個別のニーズを把握できる機会が増えています。また、支援メニューが多様化する中で、「自分に合うものがわからない、見つけれない」などの理由から、子育てに関する制度や

施設の実際の利用に結び付きづらい状況があります。養育者の立場に立って、子育てに関する制度や施設をわかりやすく紹介するとともに、子育て支援に関わる関係機関・団体・活動者が連携し、ネットワークを活かして、必要な支援につなげていくことが求められています。

- 多様な人が親子に関わり、地域全体で子育てを支えていくためには、地域のすべての住民に対して、子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように働きかけていく必要があります。また、子育ての支え合いの関係が地域の中で循環し、継続していくよう、養育者が次の子育て支援の担い手になるよう働きかけていくことも必要です。

■施策の方向性

- 親子がともに、様々な人との交流や、豊かな体験ができる場・機会を増やしていきます。

- ・子育て中の養育者が、当事者同士や地域の多様な人と交流できるよう、親子の居場所の拡充や、子育てサークル等の活動への支援の充実を図ります。
- ・親子が集まる場や機会を活用して、これから子育てに向かう人や、子育てを始めたばかりの人が、親子と触れ合うことのできる体験の場や機会の充実を図ります。
- ・親子の信頼関係を育み、乳幼児期の子どもが豊かな体験や学びを積み重ねていけるよう、親子が集まる場や機会を活用して、親子で楽しむことのできる遊びの場や機会の充実を図ります。
- ・家庭において、子育てをともに楽しみ、子どもの成長を喜びあえる関係性が豊かになるよう、親子が集まる場や機会を活用して、父親や祖父母向けの講座やサークル等の活動への支援の充実を図ります。

- 子育ての相談ができる場・機会を、身近な地域に増やしていきます。

- ・親子の交流の場・機会や、認定こども園・幼稚園・保育所など、幼稚園教諭、保育士、看護師、栄養士などの専門職がいる施設を活用して、相談の場や機会の充実を図ります。

- 理由を問わず預かる一時預かりを拡充するとともに、市民同士での預かりあいを推進します。

- ・養育者が子どもと向き合うゆとりを取り戻せるようにするとともに、子どもの健やかな育ちを支えるため、理由を問わず預かる一時預かりの拡充を図ります。
- ・一時預かりの利用を通じて、利用の前後に子育ての相談が寄せられることがあるため、一時預かり実施施設と、相談の場・機会や親子の居場所などとの連携を進めます。
- ・地域の中の市民同士での子育ての支え合いを促進するとともに、保育所や小学校等の前後の時間での送迎や預かりなど、多様な預かりのニーズに応えられるよう、横浜子育てサポートシステムについて、区支部事務局の機能強化や、提供会員の更なる開拓に取り組みます。

- 交流や相談の場・機会に来ていない方であっても、孤立することがないように、家庭に出向いて必要な支援を届けます。

- ・専門職による新生児訪問や育児支援家庭訪問、民生委員などによるこんにちは赤ちゃん訪問を充実し、より多くの親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう支援します。【基本施策⑤の再掲】

- 養育者の個別のニーズに応じて、必要な子育て支援の円滑な利用につながるようしていきます。

- ・子育て支援に関わる関係機関・団体・活動者のネットワークを活かして、養育者の個別のニーズを把握し、その方の状況に応じて、円滑に、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の

利用につながるよう、情報提供・相談・援助・助言などを行う「利用者支援」に新たに取り組みます。

○地域ぐるみで子育て家庭に寄り添う環境をつくっていきます。

- ・地域ぐるみで子育て家庭に寄り添い、支えていけるよう、親子が集まり、子育て支援関係者が集まる、地域子育て支援拠点が「つなぎ役」となって、当事者による子育てサークルや、子育て支援に関わる関係機関・団体・活動者などの間での連携、ネットワークを充実していきます。
- ・地域のすべての住民が、子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるように働きかけるとともに、子育てに関する支え合いの関係が地域の中で循環し、継続していくよう、地域子育て支援拠点が「つなぎ役」となって、子育てに関わる地域の人材を育成していきます。
- ・子育て支援に携わる支援者を対象に、対人支援スキル、子育て支援の資源に対する幅広い知識、子どもの安全や育ちに関する知識など、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図るための研修等を行い、地域子育て支援の質の確保・向上に取り組みます。

＜主な事業・取組＞

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・親と子のつどいの広場事業
- ・保育所地域子育て支援事業
- ・幼稚園はまっ子広場事業
- ・子育て支援者事業
- ・乳幼児一時預かり事業
- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業（基本施策⑤の再掲）
- ・横浜子育てサポートシステム事業
- ・地域子育て支援拠点における利用者支援
- ・子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）
- ・男性の家事・育児支援（父親向け連続講座「パパスクール」、子育てパパ応援ウェブサイト「ヨコハマダディ」）（基本施策⑨の再掲）
- ・祖父母世代に向けた孫育て支援（基本施策⑨の再掲）
- ・地域子育て支援スタッフ育成・ケア事業

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

■現状と課題

（ひとり親家庭への支援）

○ひとり親家庭の中には、経済的な困窮などの課題を抱えている場合もあり、自立に向けた情報提供や相談機能なども含めた総合的な支援が必要です。

（配偶者等からの暴力（DV）への対応）

○本市の「配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査（平成20年度）」によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けた経験について、「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人は、男女ともに約40%となっています。また、「何度もあった」では、女性16.9%、男性11.0%となっています。

○DVに関する相談が増加するとともに、内容も複雑化・多様化しており、DVの根絶と被害者の自立に向けて、DV相談支援センターや関係機関による組織的な対応をはじめ、総合的な取組を行う必要があります。

○DV等による緊急一時保護後の中長期的な支援策について、単身の女性に対する受入先が不足しており、自立した生活に至るまでの期間が長期化する傾向にあります。

○配偶者等からの暴力防止及び被害者への保護や自立支援に取り組むとともに、若い世代に対する啓発等の取組が必要です。

■施策の方向性

○ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

○DV被害の防止に向けて、本市DV相談支援センター等による相談・支援、職員の専門的技術の向上及び体制の強化、関係機関との連携促進、相談窓口の周知や若い世代も含めたDVに関する啓発等に取り組めます。

○「横浜市DV相談支援センター」において、DV被害者等の相談・支援を行うとともに、区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な一時保護を含めた自立支援を行います。

○増加する相談件数と複雑化・多様化する相談内容に対応するため、相談員の増員や研修等による体制の強化や、外国籍の女性とその子どもへの対応、加害者対策、効果的な広報・啓発等に取り組めます。

○女性緊急一時保護の受入先（シェルター）を確保するとともに、母子については母子生活支援施設において居住場所を提供します。

＜主な事業・取組＞

- ・ひとり親家庭等自立支援事業
- ・女性相談保護事業
- ・女性緊急一時保護施設補助事業

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

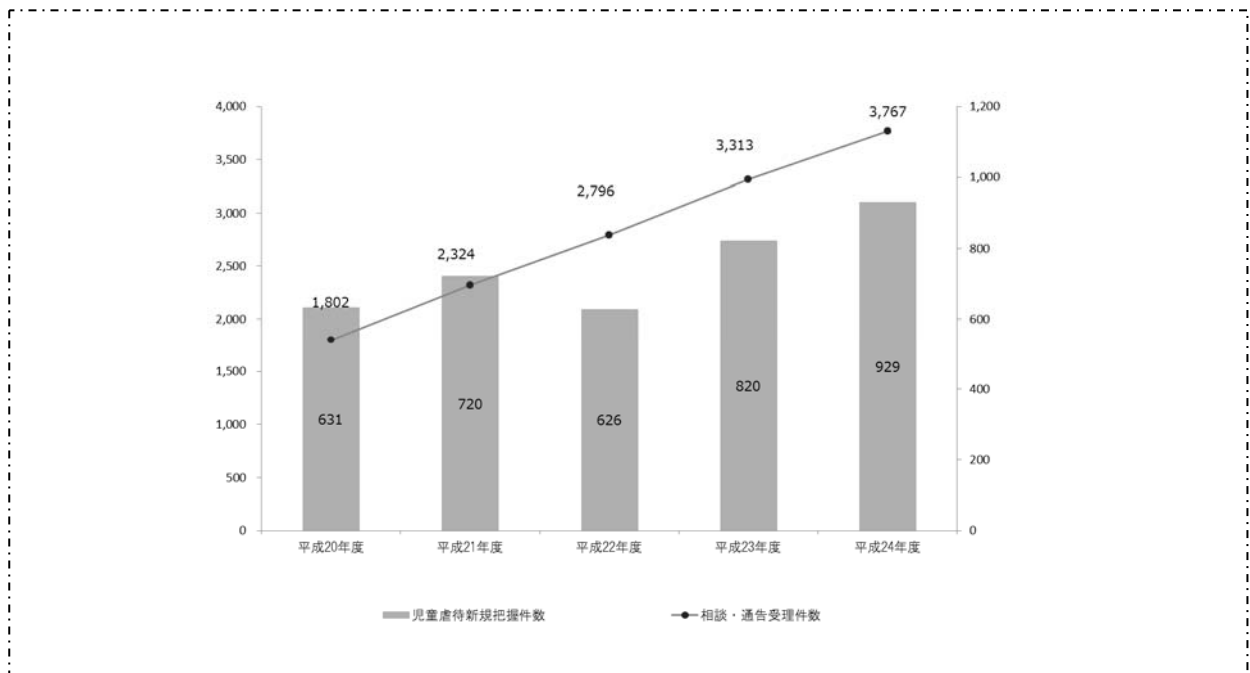
基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

■現状と課題

(児童虐待対策)

- 児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数は、平成24年度は3,767件で、増加傾向が続いています。また、本市の児童相談所において、平成24年度に新たに把握した児童虐待件数は929件で、過去最多の件数になっています。
- 家庭における経済的困窮や養育能力の低下、疾病、障害等の様々な問題を背景に、児童虐待の新規把握件数や相談・通告受理件数が増加しています。
- 区役所、児童相談所、学校・警察・医療機関等の関係機関や民生委員・児童委員等地域関係者等の連携により、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応・再発防止に向けた取組を一層強化する必要があります。
- 夜間・休日における緊急の児童虐待通告や相談に迅速に対応する体制を充実するとともに、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成が必要となっています。
- 子ども自身が正しく児童虐待を理解することにより、自らの身を守るという視点も重要です。
- 被虐待児童に対して社会的養護を行う施設や里親等、家庭に代わる養育環境の整備や、施設退所後の自立や就労に向けた継続的な支援を充実させることが重要です。

★児童虐待新規把握件数と相談・通告受理件数の推移



（横浜型児童家庭支援センター）

- 子育てに関する支援が必要な家庭に対し、区福祉保健センターや児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や重篤化に至らないよう支援を行っています。
- 児童家庭支援センターの相談機能の充実（24 時間 365 日体制）やレスパイトサービス（子育て短期支援事業）の強化により、子育て家庭の負担を軽減し安定した生活を送れるよう支援を行う必要があります。なお、児童家庭支援センター設置区は地域的な偏りがあり、全市的に支援体制を構築するために全区展開を見据えた整備を行う必要があります。

（施設・里親等による養育支援）

- 児童福祉施設等において被虐待児及び障害等のある児童の入所が年々増加するとともに、親子関係の難しい家庭が増加しており、施設等で対応できる体制整備が必要となっています。
- 施設におけるケア単位の小規模化に伴い、人員体制の強化とともに、施設職員の人材育成も含めた各施設の専門性を向上させる必要があります。
- 施設の老朽化が進んでおり、改修等による児童居住環境の改善が必要となっています。
- 社会的養護を必要とする児童は増加しており、家庭的養護の担い手である里親・ファミリーホームの数の拡充や養育者自身のスキルアップとともに、支援体制の強化が必要となっています。また、里親制度やファミリーホームを含む社会的養護制度の周知と市民の方々の理解を促進する必要があります。

（自立支援の必要性）

- 児童福祉施設等で生活する児童は、原則として 18 歳になった翌年の春には、施設等を退所しなければなりません。しかし、保護者や親族による支援が得られない場合が多く、金銭面での困難さや精神的な不安から、社会的に孤立し、様々な問題に発展してしまうことも少なくありません。そのため、入所中の児童や退所者に対し、就労や進学への支援をはじめ、生活全般にわたる情報提供・相談等により、安定した生活のための取組が必要です。

■施策の方向性

- 児童虐待対策を総合的に進めます。
 - ・児童虐待による要保護児童等の増加及び深刻化に対応するため、児童虐待防止に関する広報・啓発、関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見・重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。
 - ・未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、要保護児童とその家族への総合的な支援を推進します。
 - ・児童相談所においては、夜間・休日における緊急の児童虐待通告や相談に迅速に対応する体制を維持し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図ります。
 - ・『横浜市子ども虐待対応における連携強化指針』に基づき、区役所（福祉保健センター）での虐待の早期発見や再発防止等への対応を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

○横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します。

- ・子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、生活する地域において、児童虐待の発生や事態の重篤化を未然に防ぐため、横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します。

○施設・里親等による養育支援を進めます。

- ・家庭における養育が困難な子どもの受け皿を充実させ、速やかに一時保護から安定した環境での生活に移行できるようにするため、児童福祉施設等の整備や新たな児童養護施設や乳児院の整備、児童自立支援施設や児童相談所等の機能強化を検討するとともに、より家庭的な環境での養育が可能な里親やファミリーホームの活用を積極的に進めます。また、既存の施設においても、家庭的な居住環境を整えるためのユニット化・個室化、老朽化や耐震に向けた整備等を進めていきます。
- ・児童養護施設等の入所児童の状況に応じたプログラムを策定し、家族再統合を推進するために、親子関係に係わる治療・教育的プログラムなどの充実を図るほか、施設との連携により、家庭支援を担う人材の育成や、定期的協議を行います。

○自立支援の強化を図ります。

- ・施設等の退所後の自立に向けた支援強化を図るため、生活全般にわたるアフターケアの体制や支援メニューを充実させていきます。

＜主な事業・取組＞

- ・児童虐待防止対策事業（児童虐待防止啓発地域連携事業）
- ・児童相談所等の相談・支援体制の充実
- ・児童福祉施設等の運営
- ・横浜型児童家庭支援センターの運営
- ・施設等退所後児童のためのアフターケア事業
- ・里親推進事業
- ・児童福祉施設等の拡充及び機能強化
- ・家庭再統合事業の推進

基本施策⑨ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

■現状と課題

(ワーク・ライフ・バランス)

- 夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。
- 企業にとって、ワーク・ライフ・バランスの推進が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。
- 男女ともに働きやすい環境づくりに積極的に取り組む事業所へのインセンティブの充実や、優良事例を普及させるなどの啓発活動の強化が必要です。

(社会的な機運の醸成)

- 少子化の進展や地域のつながりが希薄化する中、子育てについて不安や負担を感じる子育て家庭が多くなっており、社会全体で子どもを大切にすまちづくりの醸成が必要です。
- 子育て中の孤立感や育児への不安が高まっている中、赤ちゃんを授かることや子育ての喜びを社会で共有することも大切です。

(安全・安心のまちづくり)

- 低年齢児の事故を未然に防ぐには、子どもの身の回りについて常に注意を払うことが大切です。また、子どもの事故予防に対する意識を高める取組が求められています。

■施策の方向性

- ワーク・ライフ・バランスを推進します。
 - ・男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できるよう、女性が働きやすい環境づくりや男性に対する家事・育児支援等の推進、ワーク・ライフ・バランスの啓発などにより、引き続き、仕事と子育て等の両立支援を推進します。
 - ・ライフスタイルに合わせた多様な働き方の実現に向け、女性起業家への支援の充実や女性の再就職支援、キャリア形成の機会の提供等を行います。
- 子どもを大切にすまちづくりの醸成します。
 - ・学生や未婚者など将来の子育て世代に向けて、自身の働き方や生き方について考える機会の提供や、子育ての喜びを広く分かち合うための情報発信など、結婚や妊娠・出産、子育てに対する楽しさや喜びを知るきっかけづくりを進めます。
- 安全・安心のまちづくりを進めます。
 - ・特に低年齢児の事故を未然に防ぐため、保護者、子育てに関わる市民、子育て従事者等に向け、子どもの事故予防に関する啓発を推進します。

<主な事業・取組>

(ワーク・ライフ・バランス)

- ・企業の認定制度「よこはまグッドバランス賞」
- ・企業への両立支援やワーク・ライフ・バランスの取組推進への支援（勉強会、セミナー等）
- ・男性の家事・育児支援（父親向け連続講座「パパスクール」、子育てパパ応援ウェブサイト「ヨコハマダディ」）

- ・女性起業家支援（支援チームによる起業相談、女性起業家ネットワーク事業）
- ・女性の再就職支援（男女共同参画センターでの支援、ハローワーク等と連携した「子育て応援就職フェア」）

（社会的な機運の醸成）

- ・祖父母世代に向けた孫育て支援
- ・学生・未婚者に向けた啓発・情報提供＜新規＞
- ・「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進

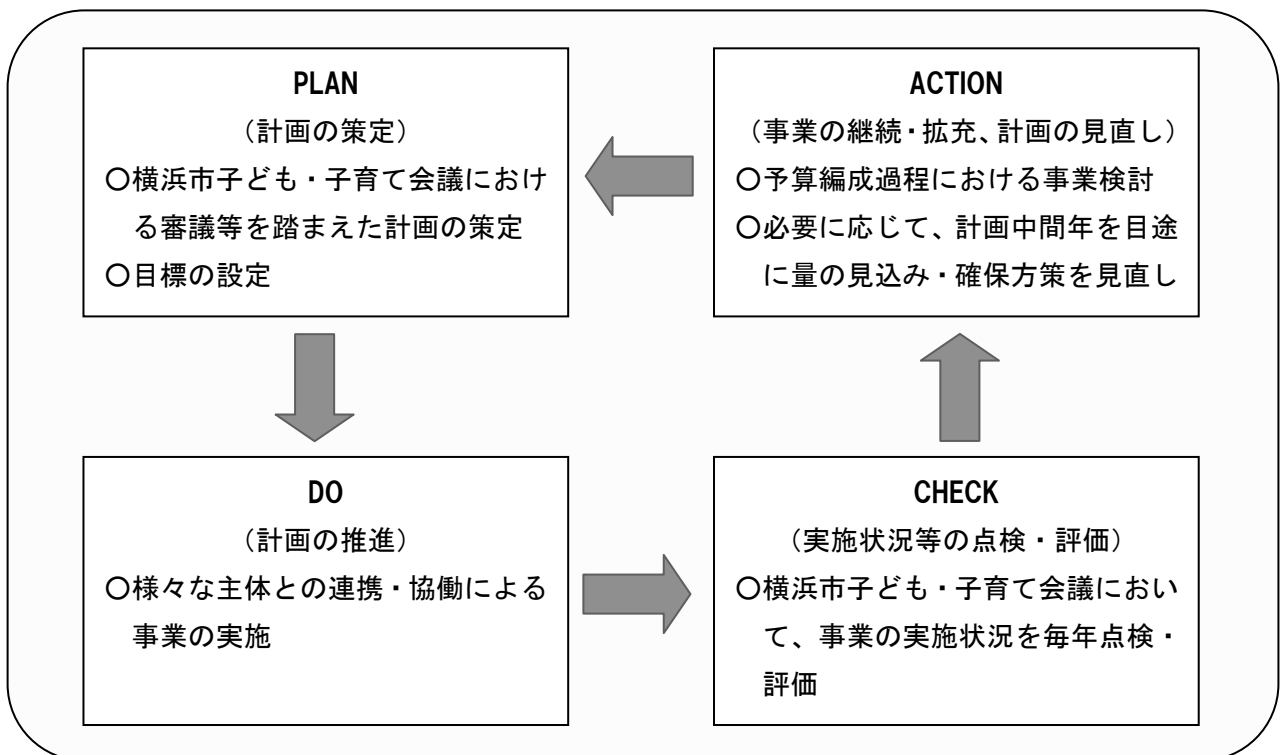
（安全・安心のまちづくり）

- ・子どもの事故予防啓発推進事業

5 計画の推進体制（PDCAサイクルの確保）

○新制度において、事業計画で定めた5か年の量の見込みと確保方策に基づき、計画的に施設・事業を提供するとともに、様々な子ども・子育て支援施策を着実に推進していくためには、計画の推進体制を構築し、PDCAサイクルを確保する必要があります。

○本市では、計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置し、議論を行っています。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。



放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方（案）

現在の指針と基本的な考え方の対照表

放課後児童育成施策基本指針（平成17年12月制定）

[基本的な考え方]

第1 指針の意義

これまで、放課後児童育成施策に関する事業は、それぞれの事業要綱に基づいて実施してきましたが、事業を効率的に実施し、大きな効果をあげていくためには、「すべての子どもたちにとって安全で快適な放課後の居場所を確保する」という観点から、各事業の方向性や共通する重要事項を定める必要があるものと考えられます。

これまでの指針の意義を踏まえ、今後事業をより効率的かつ効果的に実施することを、基本的な考え方として定めます。

この指針は、放課後児童健全育成事業及びはまっ子ふれあいスクール事業の経過や実績をふまえるとともに、「懇話会」からの提言やこの2年間の放課後キッズクラブ事業の実践的検証の成果を反映したものとして、今後の放課後児童育成施策全体についての基本的な方針を新たに定めるものです。

第2 事業の理念

本市の放課後児童育成施策に係る事業は、すべての子どもたちを視野に入れたものとしします。子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応に努め、子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組みを工夫していきます。同時に、社会的引きこもりやニート等の社会問題が顕在化する中であって、子どもたちが放課後の活動を通して社会性や自立心を身に付けていけるようにします。

※ P.5の（注1）を参照

また、事業の進め方として、保護者の就労状況や地域の特性等に応じた柔軟な事業実施を基本として、運営主体の自主的かつ主体的な取組みに対して支援・助成を行うものとしします。

次世代育成支援対策推進法にあっても、その第3条で「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に」次世代育成支援対策が行われるものと定めており、この基本理念を尊重して、放課後児童育成施策においても、保護者をはじめとする市民と行政が協働して事業を進めていくことが求められているものと考えます。

事業の推進にあたっては、地域社会の一員として、保護者を含めた地域全体で子どもたちを育てていくことが重要であることから、地域資源を活用して、総合的に事業を進めていきます。

第3 人材の確保と養成

放課後児童育成施策にあっても、大きな事業効果をあげるうえで「人材」が“鍵”となります。年齢、能力、性格、嗜好等が異なる様々な子どもたちが参加する中で、すべての子どもたちにとって魅力的な活動を展開していくためには、スタッフが子どもたちの成長・発達に応じた役割を十分に理解し、いろいろな遊びや過ごし方を引き出せるような能力が必要となります。

したがって、子どもとの接し方、学校や地域との関わり方、食べることの大切さなどの研修をはじめ、特に障害児も安心して参加できるよう専門的な研修等を実施し、スタッフの資質向上を図ります。

また、放課後児童育成施策に携わる人材を確保するため、中・高生、大学生、保護者を含めた地域の方々など、年齢・性別にとらわれず、広くボランティアの参加を呼びかけるとともに、長期的・継続的な視野に立って、参加を希望するボランティアを対象に、子どもたちと接する際に必要な、基本的知識・技術等の研修を実施します。

第4 障害児の参加促進

障害のある子どもたちにとっても、大勢の子どもたちと一緒に放課後の時間を過ごし、成長していくことは大切です。そこで、安全に、安心して参加できるようにするため、障害の特性に合わせて活動プログラムの内容に研究・工夫を加えるとともに、スタッフの資質向上をはかり、設備・環境面での安全性に十分に配慮していきます。

また、障害の有無に関わらず、いろいろな仲間と遊び、過ごすことによって、子どもたちは思いやりやルールを守ることの大切さを身につけていくことができます。そこで、こうした放課後の活動によって、子どもたちの「障害」についての理解の芽を育てていきます。

第5 運営主体

子どもたちが放課後をどのように過ごすか。これは子どもたちの成長・発達に大きな影響を与えるものであり、特に低学年の留守家庭の子どもたちにとっては授業時間を超えるほど長時間にわたるため、学校教育と同じく非常に重要なことです。

また、いじめ、不登校、非行、児童虐待など、子どもたちをめぐる様々な課題に適切に対応していくためには、児童の健全育成に関する専門的な知識と経験やノウハウ、人材を確保・養成する力、安定した運営能力が求められます。

事業効果を上げていくため、必要な資質を持つスタッフと、年齢や性別等にとらわれない様々なボランティアが、子どもたちと触れ合っていくことの重要性を定めます。

障害児の参加について、制定時点（平成17年12月）から促進してきたことを踏まえ、子どもたちの障害に対する理解を更に深めていくことを定めます。

運営主体が多様化している中でも、子どもたち一人ひとりの特性や取り巻く環境が異なることを念頭に置き、放課後児童育成施策の趣旨を損なうことのないよう留意して事業を実施していくことを定めます。

このため、運営主体としては、児童の健全育成の分野における良好な事業実績を有し、安定した運営体制が見込まれること、専門的な能力を活かした、柔軟な運営ができることなどが重要です。

このような条件や課題の中にあって、今後の運営主体については、これまでの「運営委員会」に加えて、公益法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等を中心とした「法人」を積極的に活用していきます。そして、「法人」の有しているノウハウや人材を基盤に、地域の理解と協力を得ることによって、これまで以上に放課後児童育成施策に係る事業の充実を図ります。

なお、すべての子どもたちを対象として放課後の児童育成施策を考える場合、子どもたち一人ひとりの年齢、能力、性格、嗜好等が異なっており、また家庭環境も異なっているということを念頭にしなければなりません。このため、運営主体の選定にあたっては、特定の思想や宗教等に偏っていたり、営利を主たる目的として事業を実施したりすることのないよう、留意する必要があります。

第6 安全確保と活動

少子化による異年齢児間の交流機会や、都市化に伴う「遊びの場」の減少、また塾や習い事による「遊び時間」の減少など、放課後の子どもたちの過ごし方は大きく変わってきています。これらの変化や傾向によって、例えば「集団遊びが苦手な子どもが増えている」「うまく転ぶことができない」、さらには「人とぶつかりそうになっても避けることができない」などといった“異変”が現れています。

そこで、放課後児童育成施策では、生命・身体に重大な支障を及ぼすような事故が起きないように、必要な安全管理を徹底したうえで、保護者の理解や協力を得ながら、冒険的な遊びや運動能力を養う遊びにチャレンジすることなどによって、危険や事故から自らを守る力を養います。また、簡単な料理や工作などを通して基礎的な生活技術を身に付けられるようにします。

子どもたちを犯罪や非行から守ることにもつなげられるよう、こうした活動についてはより一層、保護者の協力や地域の方々との連携のもとに進めていきます。

第7 放課後キッズクラブ事業

放課後キッズクラブ事業は、「懇話会」の提言を反映させたものとして、放課後児童育成施策の中心的事業として位置づけ、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所づくりを行うものです。事業の実施にあたっては、次世代育成支援対策推進法の趣旨に基づき、保護者をはじめとする市民と行政による協働事業であるこ

第7～第9を削除し、「遊び・異年齢交流の場」と「留守家庭児童の生活の場」の確保という事業の目的別に必要な事項を示します。(P.6参照)

と、地域特性を活かした運営とすることなどに配慮していきます。

なお、活動場所については、子どもたちの安全面や授業終了後の移動、地域の方々の参画などを考慮し、小学校施設の活用を原則としますが、廃校となった学校施設や、当該小学校と一体的に活用できる公共施設についても活用していきます。

第8 はまっ子ふれあいスクール事業

はまっ子ふれあいスクール事業は、自由な遊びを通じて異年齢児間の交流を促進し、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養うことによって、子どもたちの健全な育成を図ることを趣旨とした事業です。

すでに、平成13年度にはすべての小学校で開設しましたが、事業当初からこれまでの間、都市化が進んだことによる遊び場の減少や、女性の就業率向上に伴う留守家庭児童の増加などの課題が生じており、こうしたことにも対応しながら事業を実施していくことが求められています。

このため、放課後キッズクラブへの転換を促進していきますが、はまっ子ふれあいスクールにおいても、児童数や学校施設、保護者の就労状況、地域特性等に応じて、開設時間の延長、おやつを提供、活動プログラムの充実などを実施していくとともに、これまでの運営委員会方式に加え、法人による運営も取り入れていきます。

第9 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

放課後児童健全育成事業は児童福祉法に基づく制度として、全国的に多くの自治体において実施されている事業です。このため、本事業の実施にあたっては、国の考え方や他都市における実施状況も参考にしながら、その内容の改善・充実に努めていく必要があります。

昭和38年から始まった本事業は、地域と保護者の協力のもとに行われてきましたが、昨今では、子育てへの関心の希薄化など、保護者の関わりにも変化が生じています。また、少子化社会の中にあって、いわゆる共働き世帯やひとり親世帯の増加など、留守家庭児童数は増加傾向にあります。

したがって、今後とも、保護者の理解と協力を得ながら、運営主体の自主的かつ主体的な運営を尊重し、留守家庭児童の「生活の場」として、また同時に、子どもたちの放課後の居場所づくり事業の一環として事業を継続します。

第10 地域のネットワーク推進

子どもたちが地域の人たちとの交流や、自然とのふれあい、体験学習などを重ねながら成長していけるように、特定の場所だけで活動するの

子どもたちが安全かつ充実した放課後の時間を過ごすためには、運営主体

ではなく、プレイパーク、野外活動センター、図書館や美術館等、地域の公共施設を十分活用していきます。また、このような施設だけでなく、子ども会や子どもたちを対象としたスポーツクラブなど、地域活動との連携を進めることによって、放課後の居場所のネットワークを築いていきます。

これによって、保護者をはじめとする地域の大人たちの子育てへの関心や、自らの役割や責任の自覚につながっていきます。

なお、こうした地域ごとの総合的な放課後児童育成施策を展開するため、すでに区の所管になっている放課後児童健全育成事業に加えて、放課後キッズクラブ事業及びはまっ子ふれあいスクール事業についても、順次区に移管していきます。

と学校、保護者、地域の間での緊密な連携が必要です。また、大学や企業等、より広い観点からの支援も積極的に受けて、様々な体験の中で子どもたちが成長していくことが望ましいことを定めます。

注1) 第2 事業の理念 の考え方について

- ・児童福祉法の改正に伴い、本市の放課後児童育成施策に係る事業は、すべての小学生を対象とします。小学校就学後の学齢期は、生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。子どもの権利を尊重し、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応に努め、子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を工夫します。同時に、社会的引きこもりやニート等の社会問題が顕在化する中であって、放課後の活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り開く力を育むことができる社会の実現を目指します。
- ・子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要です。
- ・子ども・子育て支援法第2条で「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定められているように、法の基本理念を尊重して、本市の放課後児童育成施策に係る事業においても、保護者をはじめとする社会のすべての構成員が協力して、地域全体で子どもたちを育てていくことが重要です。

追記する必要がある事項について

〔新〕 「遊び・異年齢交流の場」と「留守家庭児童の生活の場」について

「遊び・異年齢交流の場」は、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

「留守家庭児童の生活の場」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が放課後に安心して過ごせる場を提供することにより、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的とします。そのために、子どもの発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行い、子どもの発達・成長と自立を促します。

〔新〕 要支援家庭への対応

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などの社会情勢の影響を受け、子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

放課後児童育成施策に係る事業においては、子どもの言動を十分に観察し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校や区役所及び専門機関との連携を図って対応していく必要があります。

〔新〕 保護者の関わりについて

保護者会への参加や各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の積極的な関わりを促進します。また、保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的の一つとする「留守家庭児童の生活の場」は、利用者に相応の経済的な負担を求めるものとします。

〔新〕 放課後児童育成施策の方向性

本市において、放課後児童育成施策を推進するため、すべての小学校におけるはまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブへの必要な支援を行います。

具体的な事業については、平成27年度に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」における事業計画に定め、この基本的な考え方に基づいて実施します。

子ども・子育て支援新制度の概要について

※記載内容は現時点での国の検討状況等によるもので、今後、変更となる場合があります。

1 子ども・子育て関連3法について

○幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の3つの法律が平成24年8月に成立。

- ① **子ども・子育て支援法**
 幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化
- ② **認定こども園法の一部改正法**
 幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化
- ③ **関係法律の整備法**
 上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正

○新制度の開始時期は、消費税率の引上げ時期（27年10月に10%）を踏まえて、27年4月からの施行が予定されている。

2 現行制度からの主な変更点

(1) 市町村が制度の実施主体に

- 現行では、制度によって都道府県と市町村とに分かれている実施主体について、新制度では市町村に一本化される。
- 市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負う。

(2) 幼児期の保育・教育を「個人への給付」として保障

3歳以上のすべての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となる。

(3) 消費税率引上げに伴う財源確保と公定価格の設定

- 社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、消費税率の10%への引上げに伴う増収分のうち、約7,000億円が新制度の財源に充てられる（さらにそれ以外の財源も含め、合計1兆円超の財源確保をめざすこととされている）。
- 新制度では、教育・保育等に通常要する費用である「公定価格」が設定され、公定価格に盛り込む質の改善などの事項・所要額は財源確保の状況により設定される（消費税10%引き上げ後、新制度の財源として約7,000億円全てが充当されるのは29年度以降）。

(4) 「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施することになる。

(5) 基準条例の制定

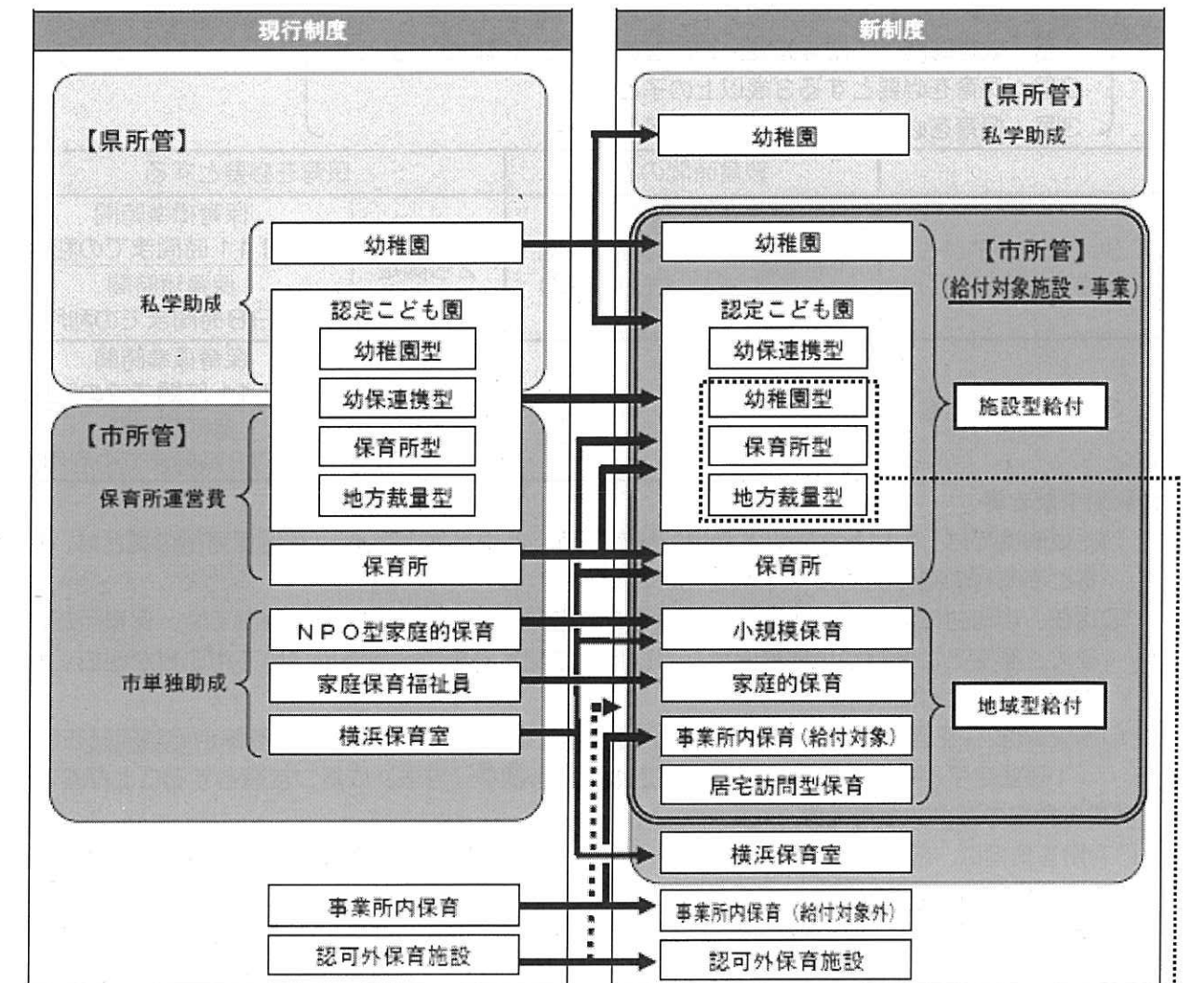
幼保連携型認定こども園や地域型保育事業等の認可基準、教育・保育施設等に関する運営基準、放課後児童クラブの設備・運営基準など、様々な基準条例の制定が必要になる。

3 給付・事業の全体像

○子ども・子育て支援法により、下表のとおり規定。

子ども・子育て支援給付 (義務的経費)	地域子ども・子育て支援事業 (裁量的経費)
<ul style="list-style-type: none"> ■施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ■地域型保育給付…3歳未満児対象の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育(利用定員6人以上19人以下)【新規】 ・家庭的保育(利用定員5人以下) ・居宅訪問型保育【新規】 ・事業所内保育 ■児童手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援【新規】 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・妊婦健診 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

○現行制度から新制度への移行の主なバリエーション



※幼保連携型以外の3類型についても、認定権限を県から本市に移譲する方向で調整中

4 事業者関係 (確認)

○新制度における「施設型給付」または「地域型保育給付」の支給対象となるためには、「認可」とあわせて新たに「確認」を受けることが必要になる。

- ・「認可」により、設置が認められる
(施設・事業の目的に合致した基準を満たしていることが必要)
- ・「確認」により、新制度における支給対象の施設・事業となる
(設備・運営に関する基準を満たしていることが必要)

○確認を受けることができる主体

確認を受けることができる教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の設置者は、「法人に限る」とされている。(ただし、「施行前に現に認可を受けている施設」は除かれるため、施行時に限り、個人立からの移行も可能となっている)。

なお、地域型保育事業については、法人でない場合でも対象となる。

○既存施設等の経過措置

新制度施行の際、現に存する認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業については、「別段の申出」があった場合を除き、「確認があったものとみなす」とされている。

5 利用者関係

(1) 支給認定

○教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要。

- 1号：教育時間(1日4時間)のみを利用する3歳以上の子ども
- 2号：保育を必要とする3歳以上の子ども
- 3号：保育を必要とする3歳未満の子ども

	教育時間のみ		保育を必要とする	
	1号認定	教育標準時間 (1日4時間)	2号認定	保育標準時間 (1日11時間までの利用) 保育短時間 (1日8時間までの利用)
3歳以上の子ども (小学校就学前まで)				
3歳未満の子ども		—	3号認定	保育標準時間 (1日11時間までの利用) 保育短時間 (1日8時間までの利用)

(2) 利用手続き等

○給付制度では、利用者が施設と利用契約を行うことが基本となる。(民間保育所の場合は、利用者と市町村の間の契約)

○現在、市町村における入所選考は保育所のみを対象としているが、新制度では、保育所だけでなく、認定こども園や小規模保育など、保育に関する施設・事業について市町村が幅広く利用調整を行うことになる。

○施設側は、「正当な理由」(入園希望者が定員を上回るなど)がある場合を除き応諾義務を負う。
(1号認定子どもは、施設の設置者が定める選考基準(方法)に基づき選考することが基本)

(3) 利用者負担の基本的な考え方

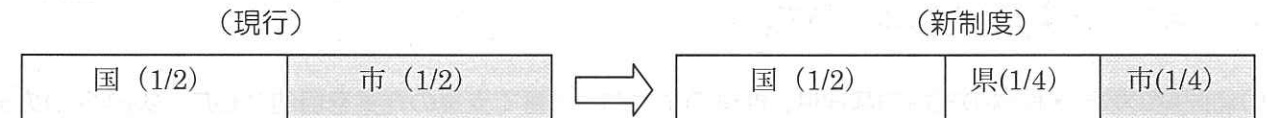
○利用者負担は、応能負担を基本とした共通の仕組みになり、その水準は、国が定める基準額を踏まえ、市町村が設定する。

○幼稚園についても、同じ所得階層区分であれば、どの園においても、実費負担等を除き一律の利用者負担となる。

○国が定める基準額は、各制度(幼稚園と保育所)の現行水準を基本としながら、制度間での負担格差を踏まえ、現在検討が行われている。

6 財政負担について

○保育需要が増加傾向にあり、引き続き保育の提供に関する財政負担は一定程度必要となるが、保育所については、大都市特例がなくなり、国基準額について県費負担が導入されるため、市費負担が軽減される見込み。



○幼稚園については、県の私学助成(国・県による負担)と市の就園奨励費補助(国・市による負担)から、施設型給付費に変更になり、市費負担が増加する見込みであるが、地方交付税措置の算定基礎も合わせて変更になる予定。

※幼稚園に係る給付費は、「全国統一部分」(負担割合：国 1/2、県 1/4、市 1/4)及び「地方単独費用部分」(県 1/2、市 1/2 を想定)とで構成

7 スケジュール

	平成26年												平成27年			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
○事業計画	横浜市子ども・子育て会議(親会議・部会)															
	素案骨子 取りまとめ		市民意見交換会(各区)	確保内容検討						パブリックコメント、 フォーラムの開催						
	量の見込み 検討		【市会】 素案骨子・ 量の見込 みについて				【市会】 素案につ いて			【市会】 パブリッ クコメント 結果につ いて				【市会】 事業計画 (案)につ いて		
○保育・教育施設及び事業			【市会】 認可・確認 等の基準の 制定予定に ついて・給 付・利用 者負担の考 え方・方向 性について	認可・確 認等の基 準に関す る市民意 見募集		新制度に 向けた事 業者への 意向調査	給付対象 施設・事 業として の確認申 請			利用者からの支給認定申請受付開始					【市会】 27年度 予算案に ついて	
	施設・事業の移行支援															
○地域子ども・子育て支援事業(放課後児童クラブ)			【市会】 設備・運 営基準の 制定予定 について	設備・運 営基準に 関する市 民意見募 集				【市会】 設備・運 営基準条 例(案)につ いて								
	放課後児童クラブの移行支援															